



PandA-J Gallery

無題 内田奈緒 ドリームツイ 書道クラブ 所属

照りつける太陽とセミの声、
暑かった今年の夏を思い出しながら書いた
私だけの“夏 2008”

2008年9月発行 発行人・編集長 野沢和弘 発行所 PandA-J 編集局 (TEL・FAX 042-344-1889)

平成 20 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト) 『虐待防止でニューラルの作成およびソーシャルワーク介入モデルを導入した「わかりやすい」権利擁護および障害福祉情報』の開発と普及に関する研究―虐待防止法の制定および自立支援法の見直し過程におけるモデル的実践を通して―』

知的障害者の権利を
みんなで護る社会を
めざして

Panda-

Protection & Advocacy Japan

ぱんだJ

September
2008
No. 4

成年後見

特集

わが子を誰に 託すか

司法書士、弁護士、社会福祉士のこと、
知っていますか？

特集

虐待防止法案

議員インタビュー 馳浩／福島豊／高木美智代／山井和則
親のための虐待防止マニュアル



巻頭インタビュー 南雲明彦さん

ラブレターはいらない

— 学習障害だと知らなかった僕

裁判

宇都宮事件の二つの判決から
札幌育成園事件刑事告訴

事件

橋下知事VS精神医療オンブズマン

特集 **成年後見**……………7
わが子を誰に託すか

司法書士、弁護士、社会福祉士のことを知っていますか？
市川 亨／太田敦子／野沢和弘

特集 **虐待防止法案**……………19

議員インタビュー
馳 浩／福島 豊＋高木美智代／山井和則
親のための虐待防止マニュアル①
あなたの子どもは大丈夫ですか？

巻頭インタビュー
南雲明彦さん……………2

**ラブレターは
いらない**

——学習障害だと知らなかった僕
聞き手◎野沢和弘編集長



だれにも聞けない成年後見の疑問に答えます……………32

裁判① **宇都宮事件の二つの判決から**……………36
行政は障害者を守らなくてもいい？ 大石剛一郎

裁判② **札幌育成園事件刑事告訴**……………40
父兄互助会をトンネルに障害年金寄付はダメ 大石剛一郎

目の見えない子どもたちによる写真展 松田香織里……………42

コラム **そう思うのは私だけ？ある行政マンのひとりごと**④ 又村あおい……………43

事件 **橋下知事VS精神医療オンブズマン** 遠藤哲也……………44

知的障害者の判例百選④ 関哉直人……………46

世界の動き④
マレーシアへの知的障害者の青年海外協力隊派遣実現 長瀬 修……………50

コラム **親凶鑑**④ **作家編** 野沢和弘……………52

きょうだいのホンネ④ 中沢信吾……………54

エッセイ **映画の中の障害者** 佐藤 進……………56

ルポ・アートな生活

書道は「命懸け一回限り」のアートだ！

書道クラブ — 社会福祉法人 ドリームヴィー — 相原真弓／撮影・曾根原昇……………58

この国の福祉はどこへ… 野沢和弘……………62

編集後記……………64





ラブレターは いららない

—— 学習障害だと知らなかった僕

巻頭インタビュー

南雲明彦さん

読み書きが苦手で子どものころから苦勞をいっぱいしてきた南雲明彦さん(23歳)は、ディスレクシアという障害を知ったとき、〈僕だけじゃなかった〉と肩から力が抜けたという。学習障害(LD)の一つで、知的な遅れはないが読み書きだけが困難を伴う先天性の障害。

発現率は5%ともいわれるが、〈いったい自分は何なのか〉と悩んでいる人は多い。

「つらいことはいっぱいあるけれど、絶望ばかりの人生じゃない」。

とかく生きにくい時代、どうやったら楽しく生きられるか話し合ってみた。

聞き手◎野沢和弘

——ディスプレイシアというのはどうい
う障害なのですか。

南雲 ノートを取れない。読み書きの
ところですよ。板書（黒板の文字を
書き写す）ができない。書き写す作業
はどうしてもノートからはみ出した
り、字が小さくなったり、大きくなっ
たり。みんなスラスラと書けるのが不
思議だった。色ペンを使い分けている。
高度な技術を使えるんだ、と。もう自
分は色ペンなんてダメです。線を引く
のも曲がっちゃう。どうやってみんな
ノートを取っているのかとチラチラ見
ていると、「何してるの」とカンニン
グしているように思われた。

——いつごろ気づいたのですか。

南雲 小学4年か5年になり、自我が
目覚めてきて、冷静に周りを見るとな
んかおかしいぞと思い始めた。黒板の
先生の字を書き取りにくくなった。「先
生、書くの速いですよ」と言ったら「お
前が遅いんだ」。あつそうか。作文も
困った。マスの中に入らない。自分の
ノートを大きくしようがどうしようが、
はみ出す。難しい複雑な漢字は細かい
ところがうまく書けないんです。怠け
ていると思われた。まさか、「字が書
けない」とは言えなかったですね。

——視力や聴力に問題があるわけでは

ない。

南雲 眼科にいつても「まったく問題
ないですよ」。ほかのものは焦点がぼ
やけないのに、字や数字だけぼやける。
算数でも間違いがある。再生紙はキラ
キラ反射するやつがあり、その光が気
になつてしまつて文字が追えない。先
生に言つても「そんなの誰も見てない
よ」。反射するとそつちの光のほうに
注意が行つてしまう。不思議な子だと
思われていた。

——いじめられたりしなかったですか。

南雲 高校に入つて不登校になつてか
らですね。アルバイトではすごくいじめ
られた。印刷工場で働いたり、ファース
トフード店やホテルのウエイター、英会
話の営業。工場ではマニュアルがあつ
て、それを覚えて来いと言われた。そ
れが小さい文字で行間も空いてなくて、
明らかに読めなかった。字を追うだけ
で精一杯で寝ずに見てなんとか読める
ようになったが、文字がにじんでぼや
けて、ふにゃふにゃとしている感じ。
すごい目を凝らすと見えるが、いちい
ち目を凝らしていたら内容なんて……。

ラブレターは困るよ

——ところで、ラブレターたくさんも

らつたでしょう。

南雲 もらいました（笑）。でも、ラ
ブレターもらつても字が読めなくて、
返事のしようがない。高校になつて
メールになった。字を大きく変換でき
る。中学のときはなんとなく内容がわ
かり、「ごめんなさい」くらいしか書
けずに返す。そつけないので冷たいや
つだと思われる。

——そこがもてるんだ（笑）。クール
に「ごめんなさい」だけだもの。相手
はまさか文字が読めないなんて思わな
い。南雲君はかつこいいからほかの子
にももてるのよね、みたいな。

南雲 本当にそれはありましたよね
（笑）。びつしり書かれると……。

——相手の女の子はなんとか思いを伝
えようと思つからびつしり書く。教訓
ですね、LD（学習障害）のかつこい
い男の子にラブレター書くときは大き
な文字で、短い文章で書くこと（笑）。

南雲 そういう感じで世の中に伝えて
いきたいですね。僕は勉強が好きじゃ
なかったから、勉強をどうしよう
という発想があんまりなくて、ほかの
部分ですよ。恋愛もそうだけど。僕
は口約束が守れなかった。言葉をス
トックしておけない。3日後の約束な
んて忘れてる。手帳があつてもうま

く書けない。忘れて、次の日になつて
友達に怒られる。ビデオ屋で住所を書
くときにも失敗する。0（ゼロ）を多
く書いたり、はみ出したり、自分の名
前は何とかなるが、墨田区の「墨」も
点が多くなつてしまつたり。店員さん
もイライラしてくる。「いい加減にし
てください」。頭の中ではわかつてい
るけど、書くとなつてしまふ。偏
とつくりを逆にしてしまふとか。

学習障害には学び方の違いがある

——家族は南雲さんを変な子だとは
思つていなかった？

南雲 全然。9割9分思つてなかつた
ですね。兄と妹がいるけれど、成績は
なぜか僕が一番よかつた。不思議です
けど。学習障害は学び方の違いが
あると言われているが、そうでしたね。
ノートは取れなかつたので、耳から暗
記していた。ところが、それも限界が
ある。ノートを取つていないと先生に
怒られるので、ノートを書いているふ
りをしながら、先生の目を見てしっか
り聞いていけば、先生も悪い評価は与
えない。テストも悪くはなかつた。

——彼女ができたのは？
南雲 中学校1年くらい。



守らない。時間を守らない。

僕だけじゃなかった

——どちらの出身でしたっけ？

南雲 新潟の越後湯沢です。父は公務員。18歳まで越後湯沢で暮らしています。高校は4回代わっているんです。不登校になった。学業の不振が原因で。ノートを取れないから復習ができない。教科書も多くなり範囲も増えて……。その後、定時制の昼間の高校に転入して、今まで行っていた高校より偏差値がだいぶ低いところに行ったので、様子見ればやれるようになるかなと思っていましたが、3ヶ月くらいでいけなくなりました。精神科にも1ヶ月くらい入院しました。そのころ、躁鬱（せううつ）と診断されました。その前に強迫性障害が出てきて、手洗いをずっとしていた。精神安定剤を飲んでいたのでほとんど寝ていたんです。朝8時に起きて6時まで手を洗っていたという状況。それとお風呂に入っていた。とにかく自分汚いと思っていた。ご飯を食べるにも、何かを触ったら5分手洗い……を繰り返していた。ご飯を食べることで排泄、人間としてやらないといけない最低限のことだけやって寝ていた。

——東京に出てきて何をしよう？

南雲 特に何があったわけじゃないですが、新潟にいて環境を変えないとどんどん引きこもりになってしまう。親にすぐ助けてと言えば助けてくれる状況で、これでは長引いてしまうな、と。どこに自分の困難があるのか、自分の自己分析が必要だと思った。それも3ヶ月くらいで終わった。それから工場でのアルバイトを始めた。通信制にも入ったが、質問をファックスで流せという。どう書いていいかわからない。書くのにも時間がかかる。どうしよう。バイト先で報告記録を書くときにえらい遅くなる、この字が間違っている、これが間違っている……と言われても、「すみません」としか言えない。学校と違って明るく振舞うわけに行かない。ふざけると思われる。

——どこで学習障害とわかったの？

南雲 21歳のとき、アルバイトはホテルのウェイターと英会話の営業。どちらもマニュアルがあつて読めない。ウェイターはメモを取らないとダメ。それをちゃんとメモしてねと言われて。僕は携帯を出してピコピコやっていたら、「何やってんだ！ 紙とペンを用意しろ」。でも書けない。よく場所も間違えるし。どこでも、最初の入り口

はずごく良い評価をしてくれるんです。履歴書を出して、こういう話をする、と。「いいね、君」。でも、入ると落差があり、怠慢と思われる。仕事も失敗してどうしようかと思ひ、ボランティアでもやるか、とNPOをあちこち回った。そこで発達障害を支援している「エッジ」と出会った。

——どういふNPOなんですか？

南雲 読み書きが苦手な……トム・クルーズの写真があつたり。ディスプレイを支援しているんだよと言われた。——そのときは、え？ ひよっとしたらと言っ感じ？

南雲 そんな人たちが本当にいるんですかと言う話をした。それが2年前。特別支援教育が始まる前。発達障害の子どもたちは6・3%（※文部科学省調査）もいると言われ、そんなにいるのかと。ある意味で、ああそうか……。ひとりじゃない。僕だけじゃなかったんだ。そういう気がしたんですよ。

ホストクラブを体験

——LDとわかってから世の中の見方は変わりましたか？

南雲 変わりましたね。でも自分の生活が一変したというわけじゃない。そ

——中学くらいだと可愛い付き合いですよね。困ったことはなかった？

南雲 交換日記とか文通のようなものをしていたときは、「もつとちゃんと書いて」と言われた。女の子は書く量が多いから、2〜3行しか返事書かないと「書く気がないんですよ」と言われた。

——で、その彼女とはどうなりました？

南雲 そうですね。こういう話は講演などではしないんですけど、今思い出しましたね（苦笑）。

——ふられた。

南雲 ふられました。ふられること多いですね。落ち着きもないし。約束を

ういう人たちがいるということは、ヒントが得られるかもしれない。こういうときどうしてるという話ができる。こう対処すればいいということがわかると生きやすくなる。

——ホストクラブに体験入店したこともあるそうですね。

南雲 新宿で歩いているときにスカウトされた。20回くらい声を掛けられていますね。そんなに新宿には行ってないが、歩いたときに声を掛けられる。体験したホストクラブは、キャバクラという形式を取っていた。なんか指名をしてからずっとその人が付くわけではなく、まんべんなく仕事回ってくる。——やってみてどうでした。

南雲 合わなかったですね(笑)。

秋葉原の事件について

——キレる若者の気持ちはわかりますか？ 秋葉原で派遣社員の若い男が無差別殺人をした事件、どう思います？

南雲 メディアの人たち結構いろいろなこと言っていますが、一番は家庭にあると思うんですよね。報道が本当かどうかかわからないんですけどもいえないんですが、たしかに、勉強しろ勉強しろと言われて、それが嫌でドーンと



出ちゃった。でも、たいていみんなそういう要素って持っているじゃないですか。仕事でもそうですけど、ワーツと言われてそれを我慢し続けて、その抜き方がうまくできなかった。それに気づいて「どうした」と言っただけの人がいない。障害もそうでしたけど、

苦しくて苦しくてどうしようもなく、でも、どう表現していいかわからなかった。僕は学習障害だとわかってそれを人に公表することは意味のあることなんだと思えたんで、それを話さなくて消えてきたのですが、でも苦しんでそれをどう人に伝えていいかわから

家族もそうですが、周囲の人たち、地域ぐるみでその人のことを支えあっていた。——彼も優秀な進学校で、給料も安く、おれは使い捨てなのかと。

南雲 こうしてもらいたいと思って、表現方法も知らなかった。僕だって同じことしたかもしれない。

なくて、殺すことでしかできなかった。——人間って社会的な動物で、絶えず表現してやまない。相手に表現して伝えることで自分の存在を確かめられる。誰かに絶えず影響したり影響されたり、その関係性でしか自分の存在を見出せない。南雲さんの場合はLDだと表現することである人たちと繋がっていきけるわけですね。

のびのび、ポジティブに！

南雲 仕事では結構厳しい面があるのですが、評価が低いんですよ。でも、外ではしゃべれることはしゃべれるので。教室でもそうなんです。小さいころからそうするしかなかった。教室で評価されなければほかの世界で評価されてプラス・マイナス0にするしかない。人の指示を聞けないのであれば、人に指示する立場になればいい。

——そういうポジティブな考え方がいいですね。

南雲 越後湯沢ののんびりした環境で育ったのがよかったのかもしれないですね。東京にいたらもっと小さいころつまづいていたかも。早期発見、早期療育と言われるけれど、それも大事かもしれないけれど、僕は結構のびのび

と中学まで育てても
らった。

—— 早期発見しなく
たって、のんびりした
環境の中で肯定されて
育てばなんとかやって
いけるのではないかと。

南雲 そうですね。そ
れなりに、そういうも
の必要なんじゃない
かと。兄貴がいたんで、
先生たち一緒だったん
ですね。先生も親たち
と飲みに行ったりした
んで、子供のことをよ
く聞いてたんですよ。
先生も親もどうすればいいかみたいな
話をしていたんで。

—— 家庭がよかった。学校の環境もよ
かった。小学生のころまですごくいい
人間関係の中で肯定感を持てたのです
かね。高校でいろんなことがあっても
土台のところで自分を肯定できた。土
台がしっかりしていたから乗り越えら
れた。

南雲 どんな状況であれ、前向きでは
いられませんでしたね。それがない自分の人
生はぞっとしますね。もしかしたら引



きこもっていたかもしれないし。そう
いうことでしか(秋葉原の事件の男は)
自分を表現できない。根底には家庭が
あって、そこで自分の役に立てること
があるのでは。周りにいろんなことを
してもらってきたからこそ、恩返しを
しなくては。間接的でもいいから自
分にできることはないのか、と。

—— 前向きというのがいいですね。誰
だって苦しんでいる、つらいこともあ
る。自分だけじゃないですからね。こ
れからもよろしくお願ひします。

インタビューを終えて

も

う12年も前になりますが、薬
害エイズ事件を取材したときの
ことを思い出します。エイズウイル
スに汚染された輸入非加熱血液製剤
を投与された血友病患者が1000
人以上もHIV感染した事件です。
東京と大阪で被害者は国を相手に裁
判を起こしましたが、訴訟は難航を
極めました。その後、政治状況が自
民党単独政権から細川政権になり、
さらに自社社政権へとめぐるし
く移り変わる中で、訴訟は和解に向
けて大きく動いて行きました。

世間の目を集めさせ全面解決への
突破口を開いたのは、被害者である
川田龍平さん(現参院議員)が実名
で顔を出してメディアの前に登場し
たことでした。「薬害エイズ」とい
うなやら恐ろしい響きのある言葉
に多くの人が無関心を決め込んでい
たのですが、川田さんがどこにでも
いそうな、ちょっとカッコイ学生
だったことから、世の中の見方がガ
ラリと変わったのです。当事者だけ
が持つ説得力、インパクトが社会を
動かしたようにも思えます。

この数年、信じられないような少
年事件がよく起きますが、非行少年

(加害者)の精神鑑定でアスペルガー
症候群との障害名がクローズアップ
されることが度々ありました。発達
障害者支援法によって早期発見が促
進されるようになりましたが、発達
障害をめぐる世の中の先入観やイ
メージを変えなければ、いくら早期
発見しても彼らにとって暮らしやす
い世の中になるとは思えません。

南雲さんに初めて会ったとき、そ
の爽やかさ、ポップな感じにまぶし
い思いがしました。本当はまだまだ
大変なんでしょうけれど、こういう
本人がどんどん登場するようになれ
ば、世の中の障害者観は変わって
くような予感
がします。
何度つまず
いたっていい。
みんなであた
たかく見守り
たいものです。

野沢和弘

毎日新聞夕刊編集部長が本業。千葉県が全国
で初めて障害者差別をなくす条例をつくった
ときは、条例原案を作成した研究会の座長
だった。知的障害の長男(22歳)と次男、妻
の4人暮らし。



特集

成年 後見

わが子を誰に 託すか

司法書士、
弁護士、
社会福祉士のこと、
知ってますか？

知的障害者で後見人が付いている人はまだ多くはありません。後見人がいる場合もその多くは親がなっています。たしかに親はわが子のことをよく知っているし、誰よりも大事に思っているものでしょう。しかし、親だからこそ子どものことを保護的に考えたり、つい管理してしまったりするものです。また、親のほうがたぶん早く亡くなるので、いずれは誰かほかの人に後見人になってもらう必要がありますよね。きょうだいを親戚も財産相続などをめぐって利害が相反することを考えると、やっぱり後見人にはふさわしくないかもしれません。

親族ではない第三者の後見人としては、弁護士、司法書士、社会福祉士が担っているケースがほとんどです。これらの人のこと、どのくらい知っていますか？ 弁



護士はドラマや映画に登場することも多いので、何となくわかるかもしれませんが。でも、ドラマなどで描かれているのは弁護士の仕事のほんの一部なのです。司法書士や社会福祉士についてはどうですか？ どんな仕事をしている人たちなのか、どこに行けば会うことができるのか、知っていますか？

第三者の後見人が必要だと思いつながら、それがどういう人たちなのかよくわからない、という親たちのために、「ぱんだ編集部」が総力(?)をあげて研究してみました。もちろん、弁護士にしても司法書士にしても社会福祉士にしても、人によって全然違うので、ここに例示するキャラクターに当てはまらない人はたくさんいることは承知しています。こうした職種になじみのない親のための「手引き」なのでご容赦くださいね。

徹底研究

司法書士

文◎市川亨（共同通信記者）



だったけど、最近は大学在学中に専門の予備校へ通うというパターンも多いそうだ。司法試験を断念して司法書士に、という人もいる。そのほか、裁判所の事務官や副検事などは、一定年数の経験など条件を満たせば司法書士になれる。

そうだ。手掛けている仕事内容によって違い、大手の金融機関や不動産会社と提携して登記手続きを数多く扱っている場合は収入も高くなる。逆に、成年後見や訴訟の代理だけでは生活できないというのが現状だ。

Q 成年後見にはどういう取り組みを？

A 不動産登記や財産相続の相談などで判断能力の衰えた高齢者の問題に直面していたため、制度ができる前から国に提言するなど、いち早く取り組んできたと言えるね。1999年に成年後見業務を専門に扱う社団法人「リーガルサポート」を設立し、一定の研修を受けた約4400人の司法書士が登録。このうち約2700人の「後見人候補者名簿」を各地の家庭裁判所に提出して、裁判所が第三者の後見人を選ぶ際に使っているよ。昨年度、親族以外の第三者後見では、司法書士が全体の4割を占めていて、最も多い。

Q 相談したい場合は、どうすればいいの？

A 「司法書士総合相談センター」が全国に約130カ所ある。最寄りのセンターの連絡先は、司法書士

Q 全国に何人いるの？

A 今年1月現在、約1万9000人。登記の仕事が基本だから、法務局の近くに事務所を開いている人が多いよ。ただ、最近は登記以外の仕事も増えたから、その分、事務所の間所も駅前とか交通の便の良いところを選ぶ人が増えている。

弁護士に比べて各地に分散しているのが売りで、一番少ない県でも100人はいる。各都道府県に1つずつ（北海道は4つ）司法書士会があって、全員入会しているよ。平均年齢は低下傾向だけど、54歳と高め。女性は約2600人で、7、8人に1人という計算だね。

Q 年収はどれくらい？

A 統計データはないけど、平均的な層は600万〜800万円だ

Q 行政書士との違いは？

A 行政書士は登記業務や訴訟代理はできないんだ。例えば自動車登録や農地法の許可申請など、行政機関に提出する許認可申請の書類作成や手続き代理が主な仕事だよ。

Q 司法書士は国家資格？

A そうだよ。年1回、7月に国家試験がある。昨年は約2万7000人が受験して、合格したのは約900人。例年、合格率は2〜3%程度だから、非常に難しいといえるね。

Q どんな人たちがなるんだろう。

A やはり大学の法学部卒の人が多い。以前は独学という人が大半

Q ？

Q 司法書士って聞いたことはあるけど、具体的にどんな仕事なの？

A 一番は、不動産や会社の登記手続きの代理だね。例えばマイホームを買ったときは土地や建物の権利関係を定めるために「不動産登記」、新しく会社を設立したときは会社名や事業内容などを登録する「商業登記」を法務局に届け出る必要がある。けど、専門的で一般の人には難しいから、司法書士が代理で手続きするんだ。

最近では、請求金額の少ない訴訟で弁護士と同じように代理人を務めることができるようになった。消費者金融などの多重債務に苦しむ人を救済する仕事も増えていて、「昔は書類をつくる時間が大半を占めていたが、今は相談を受ける時間のほうが多い」という話も聞かよ。

司法書士

年収は
600万～800万円が
平均的な層。
「営業」活動で
登記件数を増やせば
その分アップする。

経歴を見ると、
タクシー運転手や
喫茶店のマスター、
飛行機整備士から
司法書士になった人も。
親子2代という
ケースも多い。

官公署に
出入りするので、
スーツにネクタイが
一般的。

勤務時間は
だいたい午前9時から
午後6時くらい。
自宅に仕事を持ち帰ったり、
依頼者の都合で
深夜に相談を受けることも。
土日は通常休み。

平均年齢は
54歳と意外に高い。
法務局や裁判所などで
一定の経験を積んだ公務員は
資格が取れるため、そうした人が
全体を押し上げている。
定年がないので、
実際に仕事をしているかどうかは
別にして、
100歳以上の人もある。

依頼者からは
「〇〇先生」と呼ばれるが、
仲間内、特に若手同士は
「〇〇さん」と呼び合う
ことが多い。

出没場所は法務局、
裁判所が多い。
不動産売買の立ち会いのため
銀行もよく行くところ。
成年後見を手掛けていると、
障害者施設や
高齢者の自宅にも現れる。

一般の人からすると、
なかなか
なじみがないのが悩み。
誰か、司法書士を取り上げた
ドラマや漫画をつくって！

カバンの中身は、
司法書士手帳(規定の手数料額や
各法務局の管轄エリアなどが
載っている)、定期(不動産の図面を見たり、書類に訂正線を引くため)、
電卓(報酬額の計算などに使う)、
消しゴム(書類に記入してもらったため
付けたマル印を後から消す)、
各種書類の記入例(依頼者や
関係者に書いてもらうときに渡す)、
印鑑、朱肉など。

趣味は有志による
マラソンサークルが活発。
仲間を声を掛け合って各地の
マラソン大会へ。
若手は草野球、
スキー、テニスなど。

「司法書士のある一日」

- AM9:30
- 事務所にて相続事件の相談を受ける。相続人の一人が行方不明とのこと。家庭裁判所での手続きの概要を話す。行方不明になったときの状況をもっと詳しく聞く必要があるので、次回打ち合わせの日取りを決めて終了。
- AM10:30
- 事務所近くの銀行にて、中古マンション売買の最終代金支払いの立会を行う。売主は自営業者で買主はサラリーマン。終始和やかに取引終了。
- PM0:15
- 昼食にしようと思っていたら以前から仕事を依頼されている会社経営者から電話。事業拡大のために他の会社と合併したいとのこと。詳しい打ち合わせ日時の約束をして電話を切る。
- PM2:00
- 事務所のパソコンを使用し、午前中のマンション売買登記をネットによりオンライン申請。パソコン画面上で登記申請が受理されたことを確認し終了。
- PM3:00
- 簡易裁判所で公判立会。依頼者は貸金請求事件の被告。返したはずの借金を請求され困っている。裁判では請求棄却を求めるとともに返済当時の状況を詳細に弁論した。次回公判日が決まり裁判所を後にする。
- PM6:00
- 今日、司法書士総合相談センターの無料相談会の当番。この日の相談内容は、認知症の母親のこと、消費者金融からの借入れが多く支払いに窮していること、コンビニの駐車場で車を接触されたが修理代を相手が払ってくれないこと、などだった。
- PM9:00
- すべての相談が終了。相談会場の後片付けをして家路についた。

会連合会のホームページやフリーダイヤル（0120-5512059）でわかる。成年後見の相談と決まっているなら、リーガルサポートの支部が司法書士会と同様に、全国50力所にある。こちらにも、自分の住んでいる地域の支部の連絡先はホームページや本部（03-3359-0541）で調べられる。相談は電話、訪問どちらでもOK。相談内容に応じて、ふざわしいと思われる近くの司法書士を1人、あるいは複数紹介してくれる。



Q 福祉や障害者との関わりはあるの？

A 内部で福祉関係の研修をしたり、社会福祉士やケアマネジャーと研修会を開いたりしているそうだよ。中には社会福祉士の資格を持っている人もいる。

Q 弁護士や社会福祉士に比べて、司法書士に頼むメリットは？

A 例えば訴訟では、司法書士が代理人になれるのは、請求金額が140万円までの簡易裁判所での訴訟など一部に限られる。

刑事、民事すべての訴訟で代理人になれる弁護士に比べると、司法面での権限は弱いね。でも、一方で遺産相続や金銭トラブルなど生活に密着した依頼を扱っているため、「市民に身近な法律家」を自任している。裁判でも、本人が代理人を立てずに訴えを起こす「本人訴訟」の支援を長く続けているため、依頼者との二人三脚の

姿勢を打ち出しているよ。

社会福祉士に比べると、法律面に通じているのはもちろんだし、財産管理など身の回りの世話をする「身上監護」にも力を入れている。

インタビュー

前田 稔 司法書士

成年後見業務を専門に扱う「リーガルサポート」副理事長の前田稔司法書士に聞きました。

——後見人を司法書士に依頼するといっても、一般の人にはなじみがないですね。

前田 「今まで会ったことがない」「何をしているのか、イメージが湧かない」という点が敷居の高さにつながっているのだと思います。ですが、仕事の中心は実際には市民の生活にかなり密着しています。

利用者にとっては「どんな人が来るのかわからない」というのが一番の不安でしょうけど、相談をしていく中で違和感があったら、別の司法書士に替えてもいい。リーガルサポートでは「一回紹介した司法書士はチェンジで

きません」という対応はしていません。

どうしても相性はあるし、障害者の場合はこちらの接し方によって関係が全然違ってくるから。それと、わからないことがあったら、何でも聞いてくれるといいんです。「成年後見を利用すると、好きなものが買えなくなるんじゃないか」と思っている人もいますが、そうではない。「あなたたちが好きなように生きていくために後見人を使えばいい」と伝えていきます。

——費用はどれくらいかかりますか。

前田 裁判所が決めることですが、年間25万〜30万円というケースが多いです。1カ月にならすと2万〜3万円です。ただ、生活上の特別の変化や不動産の処分などがあつたときには、少し高くなります。

——高齢者だけでなく、障害者の成年後見もやっていますか。

前田 私自身、現在10人の方の後見人していますが、7人が高齢者、残り2人が知的障害、1人が精神障害の方です。知的障害の2人は施設に入所していて、だいたい月に1回、会いに行きます。障害者自立支援法に基づいたサービス給付の請求や、施設との連絡調整、本人の見守りなどが仕事です。悩むのは、例えば施設側から「今い



まえだ・みのる 49歳。1992年に司法書士登録。2005年からリーガルサポート副理事長。東京都調布市の「調布みなみ司法書士法人」所属。

る介護棟からグループホームに移した
「い」といった話があったときです。施
設の都合で動かされる場合もあるので、
それが本人のためになるのか見極めな
いといけない。施設側の話をうのみに
してもいけないので、ときどき時間を
ずらして様子を見に行ったりしていま
すが、難しいところですね。

——司法書士の強みはどこなところ
ですか。

前田 もともと司法書士は生活の中
のいろいろな相談事を受けてきました。
裁判でも、一部で代理人になれるよう
になりましたが、本人訴訟の支援がべー

スです。法廷での証人尋問も依頼者本
人にやってもらわなければならない。問
点を明確にするためにこういう質問を
しましょう」などと事前にアドバイス
します。ここが「私に任せてください」
という弁護士との違いですが、依頼者
は訴訟の過程がわかるので、満足度や
納得度が高まります。成年後見におけ
る自己決定の支援と、これまでの司法
書士の活動はフィットすると思います。

——弱みを挙げるとすると？

前田 社会福祉士のように福祉サー
ビスを熟知していないので、いろいろ
なところで情報を得ないと難しい面は

あります。しかし、行政や福祉の世
界とも接点を持っています。本人の意
思を手続きに反映させるコーディネー
ターとしての能力は一番あると自負し
ています。

——今後の課題は。

前田 成年後見では、家族が支えてい
るというケースがものすごく多い。しか
し、それでは家族に不測の事態が生じ
たときに、障害者が放り出されること
もなにかねない。やはり第三者が付いた
ほうがいいのですが、弁護士、司法書士、
社会福祉士ですべて引き受けるのは無

理です。社会全体で支えていかないと
いけない。そのためには行政が「市民後見
人」の養成や支援に乗り出すべきだと思
います。その際には、私たちも研修プロ
グラムを提供するとか、講師を務める
といった協力は惜しみません。

本来は成年後見は社会保障の一つだ
と思います。国が責任を持って行うべ
きです。生活困窮者には後見扶助を提
供する、あるいは介護保険や障害者
自立支援法の給付の中に位置付けると
いったことが必要だと思っています。

徹底研究 弁護士

文◎太田敦子（NHK記者）



Q どんな仕事をしているの？

A 一般の人にとって弁護士といえば、
まず頭に浮かぶのはテレビドラ
マなどでよく見る、法廷に立つ姿かもし

れませんね。ドラマでよく扱われるのは
殺人や強盗、詐欺事件などの刑事事件。
法廷で弁護士は被告人の無罪を主張し
たり、量刑を軽くしたりするために、証
拠を揃えて検察官と争う姿がかっこいい

よね。一方、民事事件では金銭の貸し借りや交通事故、医療過誤など、私たちの生活の中で起こるさまざまな争いごと、それに離婚や相続といった家庭問題などについて、和解や示談の交渉、訴訟活動なども行っています。ほかにも行政に対する審査請求や異議申し立てなどの不服申し立て、また破産手続きや民事再生の申請といった法的倒産の処理もある。意外と地味な法律事務は多いのです。弁護士によっては市民向けに法律相談などを行うこともある。また、企業の顧問弁護士としてその会社の利益を守るための法務を担当することもある。実に幅広い仕事をこなす法律の専門家なのです。

Q どんな資格が必要？

A 司法試験に合格し、司法修習を終え、最終の考課に合格したあと、弁護士会に登録して初めて弁護士として活動することができます。2004年からは司法制度改革によって新しい制度がスタートしました。ただし、2010年までは新しい制度と従来の制度の両方が併存している。従来の制度では司法試験に合格したあと1年半の司法修習を受け、最終の考試をパスすると、弁護士として登録でき

ます。一方、新制度では、原則として法科大学院を修了しないと司法試験の受験資格が与えられない。これは司法制度改革で、優れた法律家を養成するには、単に司法試験に合格するだけでなく、法科大学院でしっかり教育を受けて専門性を身に付けることが必要だと考えられたためなのです。

また、弁護士をはじめ法律家の人口を大幅に増やそうという計画が進められています。ちなみに、日本弁護士連合会によると例年の司法試験の合格率は約3%だとか。まさに国家試験の最難関を突破して弁護士になると、正義と自由を表すひまわり、公正と平等を表す秤を形取った弁護士バッジを胸に付けることができます。

Q どのくらいいるの？ どこに行けば会える？

A 今年7月1日現在、弁護士の数のうち女性は3603人。東京と大阪で弁護士に登録している人数が60%以上と大都市に集中しており、地方には弁護士の「過疎地」も生まれているのが現状です。通常はそれぞれ法律事務所などを訪ねて仕事を依頼しますが、各地の弁護士会が開く無料の市民法律

相談などでも直接会って話をすることができますよ。

Q 年収はどのくらい？ どんな暮らしをしているの？

A 厚生労働省が行った「賃金構造基本統計調査」によると、2007年の弁護士の平均年収は851.8万円（平均年齢は35歳）で、医師の1104.2万円に次いで高額ランキング2位。でも、平均時給で見ると2839.5円と公認会計士や税理士よりも低い5位。長時間忙しく働いて高給を稼ぎ出していると言えるかもね。人によって年収に大きな開きがあるのも弁護士の特徴で、日本弁護士連合会の2006年のアンケートによると、100万円未満から6000万円以上まで分散しています。貧乏な庶民派弁護士がいる一方で、数億円を稼ぐ人もいます。

一般には、刑事や民事事件で障害者が関わった場合、代理人や弁護士として接点を持つことがあります。各地の弁護士会には障害者や高齢者の問題を検討する委員会やグループを置いている場合が多いそうです。

Q 成年後見にはいつごろからどんな取り組みを？

A 成年後見制度がスタートした2000年ごろから、各地の弁護士会が相談窓口を設けています。もともと高齢者の財産管理や遺産分割などの相談を受け付けていた部門を拡充するケースが多く、どうしても高齢者を対象にした成年後見を想定しがちな面もあります。しかし、最近では障害者の「親亡き後」の問題に関心を寄せる人が増えていることもあり、地域の社会福祉協議会などと協力して制度のPRなどの活動を行っている弁護士会も増えています。また、弁護士が直接成年後見人を務めるという形ではなく、社会福祉協議会や自治体が関わって運営する成年後見センターと連携して法的な事案についてアドバイスしたり、市民後見人をバックアップしたりするなどサポートに回る形での役割を果たしています。

Q 福祉にはどんな関わりがある？ 障害者との接点は？

A 福祉問題に関心の高い弁護士は、障害者問題110番などを行って人権侵害の実態を掘り起こし、行政や民間事業者に改善を申し入れたり、訴訟に結び付けたりしているようです。

弁護士

医者と並んで
高給取りの代名詞のように
言われることがあるが、
平均年収は851万円。
医者の1104万円には水を開けられ、
時給に換算すると
公認会計士や税理士よりも
低くなるそうだ。
すごく忙しい割には
報われていない？

顔は怖い人が多い(?)
警察に対抗したり、暴力団と
やりあったりすることがあるので、
自然と強面になるんだな。
寝不足で目が充血、髪は寝ぐせ、
不精ひげ……
そんな弁護士もよく見る。
もちろん、柔かな顔の人もいる。
また、近年は女性弁護士も
多くなったが、優しく見えて、
いざという時は
やっぱり迫力がある。

服装はいちおうスーツ。
企業法務などを行っている
弁護士はいつも高級スーツを
バリッと着こなしているが、
障害者の事件をやる弁護士は
どちらかというと、
折り目が崩れ、
しわが寄っていたりする。
仕事に熱心なあまり、
服装には無頓着なんだ。

世間の人々からは
「先生」と呼ばれる。
弁護士仲間でもお互いに
「先生」と呼ぶことが普通だ。
いくつもの裁判を同時並行でやり、
多くの人と会うため、
名前を度忘れすることも
あるそうで、
「先生」というのは
便利な呼称なんだ。

膨れ上がって重そうなカバンを
いつも持っている。
たくさん裁判資料や書類を
詰め込んでいるため、
腰痛が職業病といわれる。
最近はキャスター付の
バッグを引っ張って移動している
人も多い。

胸には
ひまわりのバッジがある。
これを付けている人が
弁護士だ。
黒くて分厚い手帳を
持っている。

いろんなテレビドラマや
映画の主人公として登場する。
最近は
バラエティー番組やワイドショーの
コメンテーターにも
引っ張りだこだ。
国会議員や知事に
転身する人もいる。



Q 弁護士が成年後見を行う長所、短所は？

A 法律の専門家で、証拠を集めて裁判で争うのが本業とも言えるので、遺産分割や相続など法律のからんだ問題があるような場合には力強いですね。また、後見を受けている人が不利益を被るような点があれば、入居する施設や管理している行政に改善を要求するなど実行力や発言力があるのも長所の一つです。

一方、仕事が多岐にわたり、一般的に受注単価が高いのが弁護士。家庭裁判所が報酬を決定する成年後見人の仕

事ははっきり言って「費用対効果がありすぎる」（ある若手弁護士）。

忙しい弁護士にとってその仕事にどれだけの時間を割けるかという問題があります。法的な問題を抱えているわけではなく、見守りなどの身上監護が中心になる場合は弁護士ならではのメリットは小さいのかもしれませんが。

Q もし頼むならどんな弁護士がいい？

A 障害者の成年後見を依頼するのであれば、やはり障害や福祉に関する知識が豊富な弁護士でしょうね。後見を多く経験していても高齢者と障害者とは対応の仕方が



違います。障害の種類や程度は多様で、症状を理解するには医学的な知識も必要です。また、障害者の場合は年齢が若いケースが多いため、長期間にわたって付き合うこととなります。人生の長い期間ともに歩むわけだから、障害者やその家族の話に真摯に耳を傾け、状

況の変化に柔軟に対応してくれる弁護士を選びたいものです。また将来、遺産分割などで法的な争いが起きないとも限らないので、親族などと利害関係がないかどうかも重要です。

インタビュー

野村完 弁護士

東京弁護士会に設けられた高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」の副委員長で、現在、高齢者3人の成年後見人及び高齢者1人の財産管理人を務めている野村完弁護士に聞きました。

——成年後見制度に関して、どんな取り組みを行っていますか。

野村 「オアシス」には約350人の弁護士が名簿登録していて、私もその1人。高齢者や障害者の方の心配ごとの相談を受けるため、定期的に電話や面接による相談窓口を設けています。寄せられる相談は財産管理や相続問題、介護契約についてなどさまざまですが、そうしたなかで成年後見制度の活用が必要になれば、ふさわしい弁護士を斡旋・紹介します。「オアシス」では成年

後見人を引き受けることができる弁護士の登録は厳しく、3年以上の実務経験があることや、弁護士賠償責任保険に入ることなどの条件を科しています。

——高齢者の成年後見が多いのでしょうか。

野村 そうですね。私が後見人をしていいる方は、3人とも施設に入居しているお年寄りの方です。全体としても今のところ知的障害者の成年後見はあまり多くありません。でも、実は二一ズはとても大きいと感じています。知的障害者の場合、高齢者と違って年齢的に親が健在なことが多い。そして親がしっかりといるうちに第三者に後見を依頼することにネガティブな見方をする風潮はまだまだ根強いのが現状です。しかし、親が亡くなったあと、急に第三者が後見人として入っていかうとしてもなかなかうまくいかないことが多い。当事者と人間関係を築くことが難しいからです。

——早めに成年後見について考えておくことが必要なのですか。

野村 そうです。障害者の場合は、特にきめ細かな配慮が必要だと思います。親が元気なうちに、どの段階で成年後見人を付けたらいいか考えておいた方がいいのではないのでしょうか。誰でも、

自分たちの生活にいきなり第三者が入り込むことには抵抗があります。障害によつては大人になってからだど付き合いが難しいケースもあります。ホームドクターのようなホームロイヤーに近い形態があつて、まず親と弁護士の間係を作り、それから成年後見に進んで行く方がいいのではないのでしょうか。その場合、当事者が多感な時期はどのように付き合つたら良いのかとか、私たちも考えるべきことがたくさんあります。

——成年後見をするにあつて、弁護士の強みはなんでしょうか。

野村 やはり法律のプロだということ

でしょう。特に、財産管理などの面で力を発揮します。不明となっている財産の調査能力もありますし、法的な証拠を揃えることは得意なので、例えば遺産相続、遺産分割などでトラブルが生じた際の対応には強い。トラブルに巻き込まれた場合に裁判を見据えた準備もできます。また、法律全般に精通しているのので、トラブルに巻き込まれないように事前のアドバイス（予防法的なアドバイス）を行えることも弁護士の強みと言えます。

——では、弱点は？

野村 忙しくてなかなか小回りがきかない点でしょうか。どうしても身上監

護の面に弱さがあるこ

とは否定できませんね。

——成年後見をお願い

するならどんな弁護士がいいですか。

野村 これはどんな依頼に対しても言える基本的な条件ですが、自分がスタンドプレーヤーになるのではなく、依頼者の話をよく聞いてくれて、腰が軽いこと。さらに障害者の成年後見ならば、そうし

た問題に熱意と知識があること。当事者よりも年齢が若いことも必要でしょう。まずは「オアシス」のような機関に相談してふさわしい弁護士を斡旋・

紹介してもらうことが良いと思います。東京の他の弁護士会にも同様な相談窓口がありますので是非ご参照ください。

徹底研究

社会福祉士

文◎野沢和弘（毎日新聞記者）



Q ふだんはどんな仕事をしているの？

A 法律上は「相談や連携を業務とする国家資格」となっています。

高齢者、障害者、児童の事業所や、行政などの組織の中で、相談援助のプロとして具体的にクライアント（障害者や家族）と接し、お話を伺う仕事をしています。もう少し詳しく見てみると、職場は社会福祉施設等が41%、福祉協議会等14%、医療機関11%、行政機関8%、となっています。つまり、ほとんどの会員が施設で働いていると

いうことになります。また、これらとは別に、独立型社会福祉士といって、施設等の組織に属さずに独立して業務を行う社会福祉士も1%くらいですが、います。基本的には成年後見を業務の柱に位置付けています。「ばんだ」3号で紹介した大矢和則さんはこのタイプの社会福祉士です。

Q お金持ちなの？

A 人それぞれだと思いますが、サラリーマンとして事業所で働い



社会福祉士

共働きが多い。
職場結婚も多い。
平均収入は300万～400万くらい
だと言われており、
ダブルインカムじゃないと
やっていけないという
事情もあるらしい。
せっかく資格を取得しても
資格手当のない職場が多く、
なかなか収入に反映されないのだ。
女性の社会福祉士も多い。
「自分のモチベーションを
高めるために資格取ったのだから
いいのよ」なんて人もいる。

弁護士などに比べて
報酬が低くても
後見人を引き受けてくれる
社会福祉士は多い。
質の高い仕事を継続的にする
という点では
決して望ましいことではないけれど、
障害者はお金がないことを
よく知っているだけに
引き受けてくれるのかな。

「社会福祉士になったから
といってあまり得なことはない」
なんて言われるけれど、
国家試験は難しい。
医療、年金、保険、高齢者、障害者、
児童、法律から行政から
社会保障の歴史まで
さまざまな分野を網羅した
勉強が必要だ。
合格率は25～30%で、
弁護士や司法書士よりは
かなり広き門といえる。

音楽やスポーツや
釣りやバイクなど、
結構いろんな趣味を
楽しんでいる人が多い。
施設勤務の場合などは、
平日に休みが回ってきて
時間があるからなのかもしれない。
弁護士などに比べれば、
まあまあ時間はある。

どういう仕事に
就いているかによって服装は違う。
施設勤務の社会福祉士は多く、
そういう場合はジャージか
ジーパンにTシャツ。
ジャージ着てもゴクセンとは
違いまっせ。

職場の中で
誰が社会福祉士の資格を
持っているのかは、
外見からはまず見分けられない。
バッジを付けているわけでもないし。
もちろん「先生」なんて言い合わない。
(資格なくても障害者に「先生」と
呼ばせている
施設職員もいるけれど
なんとかしてよ)

社会福祉士だからといって、
知的障害者のことを
よく知っているとは限らない。
むしろ社会福祉社の中で
知的障害者の施設で働いている人は
少ないくらいだ。
知的障害者の支援に
専門知識はいらぬ、という考えが
根深いからなのかな。



ている人は、給料＋資格手当。独立事務所を経営している人は、その仕事量に応じてということになります。

施設で働いている社会福祉士が多く、だいたい年収300万〜400万円の層がもっとも多いのではないのでしょうか。ご存知の通り施設は給料が安いからですね。お世辞でも「お金持ち」とはいえません。成年後見も収入面では当てにできないので独立型社会福祉士もさらにいっそう「お金持ち」とは言えません。

Q ぶだんだんな服装をしていますか？

A その人の職務や、クライアントが求めているであろうTPOに応じて変わりますが、施設勤務の職員はジャージが多いです。社会福祉協議会、行政機関はスーツ、医療機関はスーツの場合と白衣の場合があります。接するクライアントが話しやすい環境を整えるために適した服装になります。人数的にはジャージを着ている人がもっとも多いのでしょうか（苦笑）。

Q 家族とか趣味とか将来の夢とかは？

A 収入が低いためか、全体的には共稼ぎの会員が多いようです。

施設などで職場結婚したり、同じ福祉業界で働く異性と知り合って結婚している人をよく見ます。趣味とか夢となると人それぞれですね、やはり。成年後見を専門的に業務としている独立型社会福祉士の大矢さんの場合は音楽活動が趣味で、夢は「世間での社会福祉士の認知度を上げること」などと言っていました。

また、別の社会福祉士は「趣味はスポーツ観戦やバイクツーリング。将来の夢は、ドタバタと落ち着かなかつたけれど、おもしろい人生だったな」と笑いながら死んでいくことです」なんて言っていました。収入は低くても、障害者や高齢者を相手にする仕事にやりがいを感じている人が多いような印象を受けます。もちろん、お金もたくさん稼げればそれに越したことはないのでしょうか。

社会福祉士というのが比較的新しい資格であるためか、社会福祉士という資格にとっても愛着を感じて、なんとか認知度を高めたい、ステータスを上げたいと熱心に社会福祉士会の活動に関わっている人もいます。ただ、社会福祉士の資格を取ってもどんなメリットがあるのかと懐疑的に感じている人も多いと言われています。

Q 国家試験はどのくらい難しいのですか？ 受験する人はどこでどんな勉強をしているの？

A 一般的には難しい部類に入っているようですが、合格率は25〜30%で弁護士や司法書士に比べれば簡単です。受験のためには福祉系大学卒業、福祉系短大卒業後実務経験、指定の行政職経験、養成施設卒業など全部で11のルートがあります。それらを経て受験資格を取得した後は、テキストや過去問を中心に自宅で勉強する人がほとんどだと言われています。「1日2時間の勉強を半年間続けることができる」とほぼ合格すると思いますよ。なんてアドバイスをする経験者もいます。

Q 全国で何人くらいいるのですか？

A 10万人くらいです。正確に言うと、社会福祉士国家試験に合格し、登録している人が10万7985人（2008年5月31日現在）です。

Q 社会福祉士会の活動はどんなことをしているの？ これからの課題と活動目標のようなものがあれば教えてください。また何割くらいの

人が社会福祉士会に入会しているのですか？

A 社会福祉士というのは試験に合格しただけでは力量が担保されたとはいえません。資格を取った後、継続して自己研鑽していかなくてはならないために、社会福祉士会は各種研修会を企画したり、必要に応じてソーシャルアクションを起こす活動が必要になってきます。また、福祉の仕事はいろんな分野があり仕事が多岐にわたっています。各分野で働く人たちが社会福祉士会というネットワークで繋がることでクライアントにより有益な情報を提供することができるようになります。そういった目的を持って各県支部が活動しています。

社会福祉会はどんな活動を？と言われると、「いろんなこと」と言ってしまうのですが、具体的に挙げてみると、広報、学会企画運営、国際社会福祉活動、研修会企画運営、介護保険法・障害者自立支援法等制度・政策への提言等、独立型社会福祉士支援、子ども家庭福祉研修、地域包括支援センター支援、就労支援者養成、低所得者支援、成年後見活動、虐待防止に関する研究、保健医療専門評価、司法福祉研究、施設実習指導者研修などでしょうか。

2008年6月末現在、全国の会員は2万7680人、入会率は25・63%となっています。年々入会率が低下しており困っています。弁護士や司法書士のように独占業務がないため、「社会福祉士会に入って何のメリットがあるの?」と、最近の社会福祉士は会に入らない人が多いのです。

また、社会福祉士会には都道府県単位の社会福祉士会とそれらの連合体である日本社会福祉士会とがあります。都道府県単位でも一つに統一されているわけではないようです。例えば愛媛



の場合は日本社会福祉士会愛媛県支部と、愛媛県社会福祉士会があります。会の課題としては、組織率を上げること。都道府県単位では各々の社会福祉士会が法人格を取得し活発な活動をしていくことがこれからの課題であり活動目標です。

Q 障害者、特に知的障害者への関わりは?

A 知的障害者の施設で働いている方が知的障害者との関わりが一番多いと思いますが、社会福祉士全体から見ると、障害関係、その中でも特に知的障害関係従事者で社会福祉士の資格を持っている人は他の分野の方と比べものすごく少ないのが現状です。

知的障害者に対して、対人援助技術を用いて面接したり、接したりする必要性はあまりないということが古い時代には常識のように言われていました。そうした歴史が資格取得率の低い原因かとも思われます。人権意識が低い職場で働いている人が勉強し、資格をとって通常の福祉現場で考えられている権利擁護意識を持つと、知的障害関係施設では働けなくなるのではないかと、自虐的に言う人もいます。それだけ社会福祉士として学ぶことと現実

には落差があるということでしょう。しかし、例えば群馬県のように知的障害者施設で勤務している社会福祉士が非常に多い地域もあります。同県内の成年後見に関する業務は、社会福祉士が活躍していることが多いと言われています。手をつなぐ親の会との連携で成年後見に関する相談事業を展開していく事業計画もあります。

Q 障害者や家族へのPRを

A 知的障害者の後見を行っている2人の社会福祉士の言葉を紹介したいと思います。

Yさん……先日、成年後見をしている法律実務者数人から「我々は障害者の面会に行ったときに、本人と何を話したらいいのかわからない。社会福祉士さんは本人とどんな話をしているのか」と言われました。本人とコミュニケーションが取れないためニーズ把握にも困り、面会の時間が息苦しいそうです。法律実務者になると社会福祉士には特殊なコミュニケーション技術があると思えるようです。仕事の経験上コミュニケーション技術が身に付いているかもしれませんが、あるいは基本的に「人」が好きなので福祉に進むわけ

ですから、話も好きなのかもしれません。いずれにしても障害者本人とも人間的な関わりができるのは社会福祉士であると思っています。

Xさん……福祉の仕事に関わる人が必ず取得して、なおかつ研鑽を積み続けなくてはならないのが社会福祉士だと思います。当事者の方や、ご家族が関わっている福祉関係で働いている方の名刺をご確認ください。そこに「社会福祉士」とあるかどうかを。車の免許を持っている人でも、いろんな運転をするように、社会福祉士の資格を持っているも、自己研鑽を積んでいないので、きちんとお話を伺えない社会福祉士もいるかもしれません。

でも、車の免許を持っていないと車が運転できないように、社会福祉士や介護福祉士の資格を持っていないと福祉関係の仕事ができないような状況になると、車の運転で言うところの「事故」つまり、福祉でいうところの「不適切な支援」は減るような気がします。

社会福祉士については「ぼんだー」3号の特集を参照してください。また、日本社会福祉士会には「権利擁護センター」があり、成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。


電話 03-3335-6546
FAX 03-3335-6543


特集

虐待防止法案



難しい、つまらない、どこか別の世界の話のようだし……でも、虐待について考えるのは大事なことなんです。ここは、ばんだ長屋の佐吉とお初に水先案内人になってもらい、障害者虐待防止法について知る旅に出ることにしました。福田総理辞任で政局が激変して法案の行方がどうなるか不安ですが、新聞やテレビ報道がない情報満載ですよ。

 ようやく障害者虐待防止法ができてきそうなんだって。これで障害者を殴ったり蹴ったりするやつは逮捕されるってわけだな。おれはこういうのを待ってたよ。ものを言えねえ障害者をいじめるやつは許せねえ。

 ちよつと待ってくださいよ。逮捕なんて、そんな単純なものじゃありませんよ。そんなことになったら施設から職員がいなくなっちゃいますよ。だいたい、殴られても、障害者は「私、殴られました」と言ってくれないから難しいんじゃないですか。親だつてがまんしてる。親が虐待してることもあるし。





殴られ損じゃねえか。





だから法律が必要なんです。障害者を虐待してはいけないというのを法律で宣言する。虐待されるのを見た人は通報しなければいけない。通報を受けたら障害者を救い出し、安


心でできる場所に保護する。虐待した人を罰したり、カウンセリングをしたリ、いつでも相談に乗れるようにしたりする。なかなかものを言えない障害者を守るためには、そういうことを法律で保障するしかないんですよ。


なるほど。少しわかってきたぜ。ところで、お前さっき「親が虐待することもある」なんて言ってたけど、ほんとなのかい。可愛いわが子が虐待する親がいるのかよ。


なに言ってるんですよ。障害のある子を殴ったり、食事を与えなかったり、病気になるっても治療しなかったり。性的な虐待だってあるんですよ。だいたい、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法だって、子どもやお年寄りが家族から虐待されているのを守るためにできた法律なんじゃないですか。


いつから日本はそんな情けねえ国になっちゃったんだ。おれは障害者を虐待するのは施設の職員だとはっきり思っていたぜ。

もちろん、施設職員だってそうですよ。小規模作業所だって、グループホームだって、知的障害のある人はどこだって虐待される恐れがあるんです。殴られても文句を言えない人がいるところはどこだって虐待のリスクがあります。


するってえと、特別支援学校や就労先や病院でも障害者は虐待されているのかい。


たまにはいいところに目をつけるじゃないか、お前さん。そうなんです。学校での虐待は実はすごく多いとあたしは見てますけどね。特別支援学校や特別支援学級は少人数で閉鎖的な場所にいるわけで、身体的虐待や性的虐待が発覚することは決してめずらしくはないんですよ。実際、刑事責任を問われた例もあるし、民事訴訟で裁判官が先生の虐待を認めた例もあります。就労先もそうだし病院にいたところで同じことが言えるんですよ。「ばんだJ」3号で紹介した「三丁目食堂事件」もそうだけれど、就労先での虐待は賃金のピンはねや障害年金の搾取など経済的虐待も多いんです。

病気やけがを治すところであるはずの病院もかい。


大和川病院という精神病院でひどい虐待が行われていたことを忘れたんですか。ひどいところばかりじゃないけれど、治療の必要がない社会的入院こそが虐待だという人もいます。是非はともかくとして、今でも33万人の精神障害者が病院の中にいるんです。その半数近くが5年以上も病院の中にいる。中には職員の補助のよ


うな仕事をさせられている人もいます。労働搾取、これも虐待ですよ。


ふくん、いろんなところでいろんな虐待があるってえことだな。それはわかったよ。で、虐待を発見した人は通報しなけりゃいけない、ということにするわけだな。だけど、どこに通報すればいいんだ。これまでのいろんな事件を見ても、市役所や県庁に通報しても何もしてくれなかったじゃねえか。警察か？ 法務局か？ 虐待の疑いがあるだけで警察が動いてくれるとは思えねえな。障害者のことをよく知っている警察官がそんなにも思えねえしよ。


そりやそうですよ。これはどうみても犯罪だなどと思えば警察に通報すべきかもしれないけど、親による虐待、施設職員による虐待は、ひよつとしたら本人たちに虐待しているという自覚がないものもあるかもしれないよ。もともと親はわが子が可愛いし、施設職員だって障害者に幸せになってほしいと思って福祉の世界に入ってくるわけですよ。そうじゃないですか。虐待したくはないけれど、自分自身のストレスに負けたりして叩いてしまう。叩かれた障害者がやり返してきたり文句を言ったりしないから、やってる方の感覚が鈍化して障害者の痛みがわからなくなってくる。警察で

はなくて、そうしたデリケートな状況をよくわかった人が通報を受けて、相談に乗ったり、調査にあたったりする方がいいというものではないんですか。

じゃあどこに通報すりゃいいんだよ。児童虐待のときは児童相談所、高齢者虐待は地域包括支援センターがあるよな。障害者には何にもねえじゃねえか。

なんだい、よくわかってんじやないですか。そこが課題。あたしはね、権利擁護センターのような専門的な機関を都道府県にひとつは必要だと思いますよ。財政的には苦しいですけどね。

おう、そうよ。高齢化で社会保障費がふくらむ一方だから、毎年2200億円を削減しろとかって言われてるんだろ。そんなの無理だぜ。福祉の世界から若い職員がどんどん離れていってるじゃねえか。福祉ばかり予算を削らないで、道路だとか国の地方機関だとか、削れるところはいっぱいあるだろ。そういうのを削って、障害者権利擁護センターをつくらうじゃねえか。

あたしだつてつくりたいですよ。予算が伴わなければ絵に描いた餅になっちゃいますよ。



政治の出番だな。



はいきた、お前さん、ここは政治の出番。障害者虐待防止法にたつて議員立法でやろうということでご党で原案づくりが進められているんです。その中心の議員のインタビューを聞いてみようじゃないですか。どんな法律になりそうなのかわかるというものですよ。まずは馳浩衆院議員。この人が自民党の中を調整しているらしいですよ。児童虐待防止法改正や高齢者虐待防止法の担当者でもあったので、期待した

いですね。



よっ、ノーザンライト・スープレックス！ あれはすごい必殺技だった。今でも思い出すぜ。



失礼なこと言っちゃだめですよ。それは新日本プロレス時代の話。今じゃ自民党副幹事長なんですから。



まあ、聞いてみようじゃないか。インタビューしているのは「ばんだJ」の編集長だな。

各議員のインタビューはいずれも今年7月末に行いました。その後は福田首相辞任によって状況が大きく変わっています。

◎インタビュー



現場が働きやすい法律にしたい

馳浩衆院議員

馳 骨組みづくり。そして、なかなか調整が必要だなあと思っています。定義の部分、体制をどうするかという部分。法律をつくっても実効性が上がらないといけないし、現場の職員さん

たちの使い勝手がよくないじゃないですか。いくら法律で厳しく早期発見、早期対応、障害者の人権に配慮といったところで、それに対応できる職員が現場にまったくいないので

は、あんまりかけ離れていてもいかにから、そういう意味では幅を持たせた原案づくりに入っているところですよ。でも、その定義のところを両論併記ぐらいな形ですべてしているんですけれど、基本的に民主党の園田博さん、山井さん、公明党は高木さん、福島さん、自民党は衛藤晟一さん、木村義雄さん、私、坂本由紀子さん、一年生で高鳥修一さんとか、福岡資麿さんとか、このへんが中心だね。与党自民党として決め決めのものはつくらないで、いろんな考え方を盛り込んだ原案づくりをしています。公明党、民主党の考え方もよりよいもの、より合意の得られやすいもの、現場に即したものの、法律ができて現場が動きやすいもの、そして現場が動きやすくするために予算をバックアップできるもの、それが大事じゃないですか。職員の配置基準とか。現場が対応しやすい、バックアップしやすい、実効性が上がりやすいものにしてようと考えています。

——ひとつの論点として、児童は家庭、高齢者は家庭と施設。

馳 そう、施設も医療法が適用されるものではなく、介護保険法が適用されるもの。

——障害者の場合はその先ですね、学校とか就労先とか病院。このへんをどう

うしていくのが焦点になっていくのでは？

馳 二段階論を考えています。児童虐待防止法に書いてあるように、「何人も障害者を虐待してはならない」と。この規定を入れたほうがいいと思つていいます。しかし、医療施設は医療法の中だし、学校は学校教育法の中だし、就労施設は労働基準法の範囲の中だから、そこを法律によって管理監督責任のある責任者が適切な対応をするものとする、という書きぶりをしようと思つて。具体的にああだこうだと指示するような書きぶりは難しいかなと思つています。たとえば、障害者も働いている事業所。これは虐待しちゃうけれどもという理念を入れて、労働基準法の中で職場環境を整えないといけないのは当たり前なんだから。

——労働基準法は主に賃金についての規制？

馳 賃金とか労働条件のこと。しかし、そこには障害者が働いているのだから、虐待が行われないように周知徹底、啓発活動が大事ですよと、実際に起きた場合にはその監督責任の中で責任者が、虐待が起きないように管理するものとする、という緩やかな訓示規定のようなものでもいいと思つています。学校の場合も管理監督責任者、校長と



馳浩

1961年富山県生まれ。専修大文学部卒。母校の星陵高校で国語教師をしながら、1984年ロス五輪でレスリング・グレコローマン90キロに出場。翌85年、プロレスラーに転身。新日本プロレスの中心選手として活躍した。95年の参院選に石川選挙区から出馬し初当選。2000年には衆院選に出馬して当選。文部科学副大臣、自民党国会対策副委員長、同副幹事を歴任。

け付ける窓口は必要です。通報を受けた以上、それに対応する職員も必要です。法律をつくる以上はどこかにそれをやってもらわなければなりません。

——そのあたりが予算措置の伴うところですね。

馳 そうです。予算措置といっても要するに人の手当て、人件費です。職員のみなさんにも研修してもらわないといけないし。

——介護保険と障害者がいざれ一緒になれば包括支援センターが担うことになればいいけれど、そういう雰囲気ではなくなってきましたよね。

馳 現実にも、どこが窓口になったらベストなのかは与野党で相談しないと。できないところにやらせてもしょうがないのだから。より専門性があつて受け付けられる人的配置のある機関でなければならぬと思います。

——法案の内容によっては障害者団体の中に異論を唱えるところも出てくることも予想されますね。

馳 思いが強いからね。

——しかし、児童虐待防止法にしても高齢者にしてもつくったことによってずいぶん変わってきました。

馳 変わったね。早期発見ができるようになった、早期対応ができるようになった。我々の狙いは社会にアナウン

スメント効果を発揮することができるようになった。児童を虐待してはいけない。親の年金を勝手に使ってはいけない、と。それと同じように、障害者にも虐待してはいけない、ということですね。

——今、高齢者の虐待もすごい勢いで通報が伸びてますよね。それだけ潜在化していて声を出せなかったということですね。

馳 それから、監視の目が光るようになった。民生委員、ヘルパーばかりでなく、高齢者に関わるみなさんが虐待しちやいかんということを常識として持つようになった。気になるから通報しましょうね、それからもちろん、機関内における守秘義務がかかっていますから、安心して通報できる。身分が剥奪されるとか人事に影響する恐れとかありますけれど、自分の目で虐待だと判断すれば通報してくればいい。労働条件が不利になってはならないと明確に書いてあるんだから。

——自民党内では異論はありませんか？

馳 決め決めの議論をしていないから。こういう考え方もあるよ、ちよっと待ってよ、施設職員による虐待もあるし、入所者同士の虐待もあるんですね。学校でもありますよね。障害のない児童

かが障害児に対する虐待が起きないような、起きた場合には早期に対応できるように措置をしなければいけませんよ、病院は特に精神病院とか障害者に対する虐待はダメ、発見された場合は適切な措置をする、というような訓示規定くらいしかできないかなあと思っています。

——病院の場合は医療行為と虐待をどう見るかについて哲学的な論争になってくるかもしれないですね。

馳 それは高齢者虐待防止法をつくるときに一番のハードルでもありました。——認知症のお年寄りの行動を抑制すること、投薬が必要な医療行為なのか、やっつけられない人権侵害なのか……。

馳 基本的には、医療機関はガイドラインをつくっているはずですから、精

神疾患の患者に対するもの、認知症の患者に対するもの。あるいは身体障害者に対する対応のあり方とか。そのガイドライン通りにやれば虐待は起きるはずがないのだから、そのガイドライン通りにやってくださいよ、と促すような訓示規定くらいしか無理じゃないかな。手を突っ込めばそれだけの責任をこの法律で持つことになりますから。その辺はもう少し民主党や公明党と調整しないといけないのかな、と。

——通報を受けて調査をしたり一時保護したりする機関はどこになるのでしょうか。子どもの場合は児童相談所、高齢者の場合は地域包括支援センター、障害者の場合は……。

馳 それは私の口からは今の段階では言えませんが、必ず通報や相談を受

け付ける窓口は必要です。通報を受けた以上、それに対応する職員も必要です。法律をつくる以上はどこかにそれをやってもらわなければなりません。

——そのあたりが予算措置の伴うところですね。

馳 そうです。予算措置といっても要するに人の手当て、人件費です。職員のみなさんにも研修してもらわないといけないし。

——介護保険と障害者がいざれ一緒になれば包括支援センターが担うことになればいいけれど、そういう雰囲気ではなくなってきましたよね。

馳 現実にも、どこが窓口になったらベストなのかは与野党で相談しないと。できないところにやらせてもしょうがないのだから。より専門性があつて受け付けられる人的配置のある機関でなければならぬと思います。

——法案の内容によっては障害者団体の中に異論を唱えるところも出てくることも予想されますね。

馳 思いが強いからね。

——しかし、児童虐待防止法にしても高齢者にしてもつくったことによってずいぶん変わってきました。

馳 変わったね。早期発見ができるようになった、早期対応ができるようになった。我々の狙いは社会にアナウン

生徒が障害児をいじめる、それが常態化する。職場でもそうですよね、障害者しかいない職場ではなくて、労働者がたくさんいる職場で健常者が障害者をいじめている、常態化しているというケースがある。いろんな見方があるので、こんな場合はどうか、あんな場合はどうかと、いろんなことを想定しながら条文を考えて行きたいなと思っています。

——臨時国会で？

馳 なんとか臨時国会でね。気分が盛り上がってきているんでね。3年前からね、高齢者虐待防止法をつくるタイミングから、厚労省の中で当時の塩田障害福祉部長が一生懸命走り回って勉強会やっていた。私も何度か出ましたけどね。尾辻さんが大臣だったですね。だから、なんとかこの秋の臨時国会でまとめたいなと思っています。

——政局が心配ですね。


馳 そう、しかしまあ、民主党の方にも理解いただけると思っていますけどね。今まで児童虐待も高齢者虐待も児童福祉法と禁止法とか民生に関わる部分ではこぼこぼはあったけれど、話し合っただけで全会一致で通してきましたからね。みんな仲間としては知っていますから。ただ、各党の事情はありますけどね。みんなが思いのたけをぶつけ合っただけで


としどころを探して行きたいなと思っています。

「立法でなんとかせんなん!」。育児放棄の末に餓死した子どもの痛ましいケースに、激しい怒りややるせなさが湧き上がり、馳浩議員は児童虐待防止法改正案のまも役として立ち上がったという。餓死した子どもが、馳議員の愛娘と同じ年だったせいもある。


3年前に障害者虐待防止法について厚生労働省内で勉強会が重ねられていたとき、民主党と公明党からは何人も議員が毎回参加してマイクを奪い合うように熱弁を振るった。ところが、自民党の議員は誰もいなかった。何回目かの勉強会で、真剣な顔をして勉強会の意見に聞き入っていた馳議員の大きな体気づいた。結局、その勉強会は法律制定には直接つながらなかったが、3年の時を経て、馳議員が自民党内のまも役として重要な役割を果たすようになった。


政局の高波の中で障害者虐待防止法は浮いては沈み、さらに浮き上がろうとしているが、「なじめ国会も民意。そして、民主主義には時間もかかる」と馳議員は著書「なじめ国会方程式」の中で語る。子どもや高齢者や障害者など社会的弱者に向けた、そのまなざしを信じたい。議員会館の部屋には一人娘の鈴音ちゃんの写真が掲げられている。


 なんだかよ、家庭や施設での虐待は何とかなりそうだけど、学校や職場や病院での虐待は難しそうだな。たしかに、まずつくることに意味があるのはわかるけど、ちよつと心配だなあ。

 そりやそうですけどね、まあ福島豊議員の話も聞いてみようじゃありませんか。それと高木美智代議員。公明党の原案はともよくでき

てると評判ですよ。

 わかった。福島さんてのは障害児のお父さんでもあるらしいじゃねえか。しかもお医者さんだっけ？

 発達障害者支援法を超党派でまとめたときも事務局を切り回した人ですよ。

 頼みますぜ。

◎インタビュー



家庭、施設、職場は通報義務を厳しく

福島豊衆院議員
高木美智代衆院議員

高木 公明党の原案について説明させていただきます。虐待防止施策の考え方で

すが、ひとつは「何人も障害者を虐待してはならない」という規定をはつき

り書き、それに関する国等の責務規定、また虐待の早期発見規定を設けます。具体的スキームですが、三つが通報をしつかりかけた規定です。①家庭、②施設関係、③事業主。たくさん虐待事例を教えていただきましたので、児童は家庭、高齢者は家庭と施設ですが、障害者の社会参加のことを考えるとどのステージにあつてもということを考えていきかけたのですが、一応、重くかけるのはこの三つ。

しかし、学校と病院についてもきちんと明記をさせていただきたい。学校における虐待については、その防止のための措置の実施を学校の長に義務付ける。文科省と何度にもわたつてやりあいました。特別支援教育をやっている学校長たちとも懇談した。本来ならば障害児だけでなく児童全体に虐待してはならないということをはかっている。児童虐待防止法ではかかっていないのに、障害児だけ取り出して障害者虐待防止法でかけるのはいかがなものかという。障害の境目のない子どもも増えている。この法律が障害児だから適用される、障害児じゃないから適用されないというのはどうか、という批判があった。その一方で障害児への理解、啓発は早急に行わなければならないということになり、学校の長に防

止のための措置を義務付けることにした。

病院においては管理者に虐待防止の措置の実施を義務付けるということにしました。精神保健福祉法で相当な通報義務が盛り込まれており、家族や自分自身が通報できるようにしている。どの虐待防止法よりも強い効き目があるのじゃないかという話なんです。精神科病院と長期療養で入院している重度の寝たきり状態の人たちをどうするかを考えると、やはり病院の管理者に虐待防止をするよう義務付けるということとして、法制定後の現実を見てまいりたいと考えています。

都道府県施設または部局に障害者虐待の窓口、調整等を行う「障害者権利擁護センター」の機能を果たさせる。

たとえば家庭の場合は虐待を発見した人は市町村に通報する。市町村は一番身近なので、家庭や虐待をした側に対する支援を市町村がする。しかし市町村は人員が足りませんので、都道府県がバックアップするシステムが必要ではないかという意見が多いです。

施設については都道府県が許認可権限を持つている。ただ、みなさんが通報するとき市町村にしたり都道府県にしたり、いろいろかと思えます。これを都道府県が監督権限の適切な行使などしながら市町村でも通報を受けられる。使用者（事業主）については、通報を都道府県が受ける。市町村に入る場合もあるが、必ず都道府県につなげる。ここは都道府県が労働局、ハローワークを持つている。労働行政では労働基準監督署が入ることになると、警察がいきなり入るようになるので権限が強すぎる。雇用の関係からハローワークが立ち入りに入るのがいいのではないかと話があります。

都道府県で中心になるのはどこかと考えますと、「障害者権利擁護センター」にセンター機能を持たせ、人員はそんなに変わらなくても看板を一つ掛けるということになります。市町村に障害者関係の施策は集まっていますので、都道府県がこういう部分を担っていいんじゃないかと考えです。

福島 ちよつと補足しておきます。定義のところ、学校の虐待、医療機関での虐待はなんでも入らないのかという疑問が当然出てくると思うのですが、虐待の定義を法的に明確にしておかないとダメなんです。行政的な指示を出す条件として、高齢者虐待防止法はこの定義を極めて明確にしてあるんですね。

たとえば学校の中の虐待は何かというとき、周りの子どもが障害児をいじめた、これは虐待ではないのか。そもそもその子は障害があるのかないのか。障害に対する虐待だから、障害がない子に対するいじめは別だと、定義上非常に難しい話が出てくるので、三つの範疇（家庭、施設、職場）で通報義務



高木美智代

1952年北九州市生まれ。創価大文学部卒業。公明党社会保障制度調査会・障害者福祉委員会委員長、同文化芸術振興会議東京都本部議長、同女性委員会「女性の健康支援推進プロジェクトチーム」座長などを歴任。

を課すような虐待は厳格に定めました。ほかのものはどうでもいいということではない。それは虐待防止施策の下の箱の中に「何人も障害者を虐待してはならない」という包括的な義務を課した構造になっています。

具体的なスキームのところは、高木さんが厚労省や文科省とかなり話して、国としては対応できるだろうということになっている。労働関係のところはどうするのかね、となかなかスキームが固まるまでにいろいろやり取りしたんです。どこにやってもらうのがいいか。高齢者虐待防止法では社会福祉施設に関して都道府県の監督義務がある、児童虐待防止法だと家庭の話になるから、それに対して行政や司法がどう関わるか。こういう話がダイレクトに出てくるが、それ以外の領域は何らかの形で監督権限を持っている諸般の部署があるので、そこを前提としながら、そこに乗せていく。じゃないとうまく機能しないだろう、とそういう整理になっているんですね。

学校は定義をどうするかが難しくて包括的な義務規定になって、実際に施行してみても必要ならばもっと厳密に書くことになるが、今の時点の整理では関係者の意見も違うし、そこまでなかなか至りません。



福島豊

1958年大阪府守口市生まれ。京都大医学部卒業。三菱京都病院第一内科医長などを務めた後、1993年衆議院議員に初当選。公明党厚生労働部会長、同介護問題対策本部長、同政務調査会会長代理などを歴任。発達障害の子どもがおり、発達障害者支援法議連では中心的な役割を果たし、同法成立に尽力した。

病院の話をいうと、そもそも精神科病院の立場としてどう考えるか、やり取りしましたが、精神保健福祉法でかなり厳格な規定があり、別の法律で規定すると二重の縛りになるので、そこは整合性のある整理をしたほうが良いということになりました。

障害者権利擁護センターは事業として予算措置の伴うものに位置づけられないとまく機能しないということを織り込んだ上でこういう形になったのです。

高木 通報からの流れを説明したいのですが、家庭の場合は虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、生命・身体に重大な危険が生じている場合は義務です。それ以外は努力義務。通報先を市町村にして、事実確認を市町村が行い、人員が足りない場合は都道府県が援助する。被虐待者の支援、一時

保護、入所措置、これができるだけの予算措置とか（保護するための）ベッドの用意をするなどの対応は市町村が行うことになります。

施設内での虐待については、通報するのは施設従事者が義務として行う。通報先は市町村。事実確認は市町村もやりますが、主に都道府県が市町村と連携をとってやり、社会福祉法や自立支援法に基づいて権限の適切な行使をするということなんです。

企業内につきましては事業主及び労働者、事業主と同等の権限を持つている人が通報義務を負う。

福島 まあ、管理者のことですね。工場長とか。

高木 通報先は都道府県。権利擁護センターに入るかと思えます。事実確認は都道府県が労働局と連携し、労働基

準監督署、職安などが動きます。賃金不払いとかは労働基準法の中で対応できるが、年金の搾取など企業責任が伴うものは現在の労働基準法では無理だということ、考えていけないというのではない。

福島 職安の方が幅広く事業所を把握しているので、そこを窓口にする。労働基準法がいきなり行くと警察と並ぶ強権発動だから、かなり要件を明確にしないとけない。全体的に連携していただくということで労働局が窓口になって裁いてもらう、そういう流れを想定しているのです。雇用促進法で包括的な雇用主の配慮義務のようなものがあるので、それを前提として権限を発動するということなんです。

高木 権利擁護センターのイメージですが、まず都道府県にしっかり置く。内容としては、個別の虐待への支援、虐待にかかる通報または届出の受理、被虐待者に関する各般の問題についての相談、相談機関の紹介。ここがしっかり連携をとって相談受付、事業所を紹介したり、調整していただきたい。また被虐待者を支援するための情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。市町村が行う一時保護などの措置に関する調整、専門的支援、後見審判請求の支援、立ち入り調査などに

かかる労働局や警察との連絡調整なども行います。立ち入り調査が必要なら警察と連携をとって動かししていく。ここにセンター機能をしっかり持つてもらいましよう、ここに専門的な知識を持つ人をしっかり置かないといけないと思います。虐待防止や養護者の支援に関する広報啓発、ボランティアや民間機関と連携して協力体制をつくってもらおうというものです。

ずっと虐待防止法について忘れることなく心の中で温めていたのは福島豊議員だったのではないが、という気がする時がある。もちろん熱心に取り組んでくれる議員は何人もいる。が、福島議員は自らも障害のある子がいること、小児科医でもあること、そういうことが議員というより当事者としての雰囲気をごくここに残しているような気がしないでもない。

また、3年前の郵政解散で虐待防止法をつくる機運が二気にしぼんでしまったときも、高木美智代議員とは何度か会って打ち合わせをした。両議員の活動によるものだが、公明党による障害者虐待防止法案（原案）は実に細かいところまで目が行き届いており、これからの各党間の議論においてたまたま台として重要な役割を演じることは間違いない。



だいたいどんな法律ができそうなのか、あたしはわかってきましたよ。まあ、児童や高齢者虐待防止法があるので、その延長線で考えていくと全容が浮かんでくるというものです。



与党の考えはだいたいわかったよ。だけど、例の「ねじれ国会」だろ。民主党はどうなんだい。民主党が反対したら難しいんじゃないのかい。



そこが心配なんですよ。山井議員の話聞いてみようじゃありませんか。3年前に高齢者虐待防止法ができたときの民主党の担当だった議員です。若いけれど、福祉のエキスパート。



そうかい。最近よくテレビで見る顔だな。ハンサムで若い時期待したいねえ。



◎ インタビュー

山井和則衆院議員

職員や家族の 支援も大切に

——民主党では障害者虐待防止法に向けてどんなふうに進んでいるのですか？

山井 うちも馳（浩）さんや福島（豊）さんに「与党でやっているよ」と言われて、4月くらいから金子恵美参議院議員を中心に（法案づくりの）作業を始めて、虐待防止法の骨子がほぼ出来

上がっています。

——もと山井さんに問題意識を教えてもらって私たちは虐待防止法をつくってほしいと運動してきました。

山井 郵政解散で消えてしまいました。この問題にもっとも熱心に取り組んでいた中根やすひる議員（障害児の父親でもある）が落選してしまっただけで

が痛いんですよ。

——民主党案はどんな内容になりそうですか？

山井 法案の骨格はそんなに難しくはない。高齢者虐待防止法、児童虐待防止法というベースがありますからね。骨格は与党も野党もそんなに変わらないと思うんです。ただ、民主党がこだわっている点が二つある。一つが虐待防止だけでなく、障害者を介護する家族や職員に対する支援も同時に盛り込もうじゃないかということです。論点がぼけるのではないかという意見があるのはわかりますが、高齢者虐待防止法は在宅での虐待をイメージしており、家族支援が盛り込まれている、障害者の場合はどちらかというと施設内虐待をイメージしており、やはり介護する家族とともに介護職員の支援が重要だと思います。民主党の法案には「虐待防止・介護者支援センター」の設置を盛り込みます。これはハコモノではなくて看板ですね。「虐待」だけでは相談に行きにくいでしょう。敷居を低くすればいろんなSOSの情報が入ってきますいのではないか。市役所、福祉事務所、包括支援センター、どこでもいいんですが看板を出してください、と。なぜならば担当者自身が虐待防止の担当であることをわかってないことがあるん



山井和則

1962年大阪市生まれ。京都大学工学部大学院修了。松下政経塾7期生。1992年スウェーデン国立ルンド大学にて研究、奈良女子大学講師、立命館大学政策科学部大学院講師を経て、2000年衆院選に立候補し初当選。現在3期目。衆議院厚生労働委員会理事、民主党ネクスト厚生労働副大臣。年金や後期高齢者医療などでテレビ出演も多数。著書に「福祉現場 vs. 国会」「改訂新版 グループホームの基礎知識」「なぜ国会は福祉を後回しするのか？」などがある。

ですよ(苦笑)。それと、緊急ショートステイです。

——シエルターですね。

山井 虐待防止法単体ではちょっともったいないと思っっているんです。ショートステイは重要ですよ。閉鎖的な施設での虐待を防止するというだけでなく、在宅の介護者を支援するための緊急ショートステイも入れたらいいんじゃないか。高齢者虐待防止法でも入っていますしね。

——なるほど。

山井 予算はゼロなんだけど、緊急ショートステイをつくれということを法律で義務化した。これを障害者虐待防止法でも盛り込むと、たとえばある親が疲れきって「このままなら親子心中するかもしれない」というSOSを

ある市が受け取ったら、ショートステイに入れなければいけない。それを怠ったら、障害者虐待防止法違反に問われることになる。一つの強制力や牽制になるのではないかと。すぐに100%の自治体で緊急ショートステイができるとは思わないが、設置は進むと思います。厚生省は、今あるショートステイの単価切り下げの動きを見せているが、重要なサービスですからね、そういう面でも法律に盛り込む必要があると私は思っています。

——施設や家庭だけでなく、病院や学校での虐待も問題になることが多いですが、これを法案に盛り込めるのかどうか。

山井 病院や学校をどういう形で盛り込むかは、検討課題です。与党とも協

議します。あと、「介護者」とは家族だけでなく施設職員も含めています。施設内虐待が起きたときに必ず施設が言うのは「人手が足りない」「手のかかる重度の人を預かっているのだ」ということ。障害者を預かる施設の人員配置基準を手厚くすべきだというのをメッセージとして言わないと、虐待する職員が悪いと言っただけでは一方的かな。この法律が職員の引き上げにもセットでつながれば、という意味もある。

と考えています。介護で苦しんだ家族が気軽に相談に行けるように。そして、市町村が障害者福祉や虐待防止にもつと責任を強く持つようにするためには、この窓口を市町村に置くのがよいと思います。

——現実を見ると、包括センターはなかなか虐待に手が回らない状況ですね。

山井 そういう意味では、一番シンプルなのは市町村の中、障害福祉課に置くのが相談しやすいですよ。

——都道府県ではなく市町村？

山井 もちろん。

——たとえば更生相談所の役割を見直して、こういう虐待防止に機能できるようなものにしていくという考えはどうですか？

山井 ですから、これは窓口なんですよ。動くのはそういうところがいいかもしれないですね。

——サービス提供事務と切り離れた方が利益が相反しないので、動きやすいような気がするんですけど、いずれにしても、財政措置、どのように予算をひねり出していくのか。

山井 役場、地域包括支援センター、高齢者と同じ場所ですよ。包括支援センターが多いです。しかし、そこが問題ですね、包括センターは高齢者なのでそこに障害者の支援センターを置くのはふさわしくないかもしれないですね。「虐待防止センター」という名前なら、相談しにくいですよ。でも、「虐待防止・介護者支援センター」という名前なら、介護者や介護職員も相談しやすいと思うんです。さらに、担当部署がわからず、たらい回しにあってはならないので、ひと目わかる「看板」を設置することが重要だ

——タイムリングとして臨時国会というのはどう考えますか？

山井 新たに職員を雇うというのは無理ですからね。看板ですよ。

山井 終盤ですよ、出せるのは。議員立法は最後にやりますからね。11月12月ですよ。そのときには、そんなことをやっている場合じゃない、選挙だ、ということになっていく恐れがあります。

——これまでもこの障害者虐待防止法案は選挙でつぶれられた、そういう宿命があるので、何としてもこのタイミングでつくってほしいと個人的には思うのですが。

山井 そうですね。ただ解散・総選挙が近づいてくると、与野党で対決ムードが高まり、超党派の議員立法は、なかなか難しくなってしまう。年末年始に解散なんてことにならないければ、与野党で歩み寄り、法案を一本化することは十分可能だと思いますよ。この種の法律は、百点でなくても、まず第一歩を踏み出すことが大事だと思いますので。

「障害者に対する虐待防止法がないの、おかしいと思いませんか？」。4年前、そう語りかけてきたのが山井和則衆院議員だった。当時、高齢者虐待防止法が超党派の議員立法で国会に提出され、民主党のまとめ役としてこの法案に関わったのが山井議員である。福祉をやりたくて国会議員になったと標榜し、エネルギーにしゃべり、動き、書く。このような政治家が出てきたのか……。その若さがまぶしかった。

それから、全日本手をつなぐ育成会権利擁護委員会は独自に「障害者虐待防止法案に向けたガイドライン」を作成した。まだ誰も目を向けなかったころ、育成会オールドナルの法案を世に出したのである。こんなことを親の会がやったことがあったらどうか。もっと注目し評価してくれてもよかったのになあ（苦笑）。

山井議員は民主党内で根回しをしてくれた。育成会版ガイドラインを機関誌「手をつなぐ」に発表したのを見て、民主党の福祉に詳しい議員を集めて勉強会を開催してくれた。ちょうどそのころ、知的障害や自閉症の人たちが入所・通所していた施設でひどい虐待事件が発覚し、厚生労働省は勉強会を立ち上げ、障害者虐待防止法制定に向けて走り出した。結局、05年9月の郵政解散によって与野党のキーパーソン（議員）が軒並み落選し、虐待防止法に向けた動きは頓挫してしまったのだが、きっかけをつくってくれたのは紛れもなく山井議員だった。

最後に

だいたい各党の考えや雰囲気はわかったぜ。インタビュアしている編集長は突っ込み不足だったけどな。歯がゆいっただらありやしねえ、もっと鋭く切り込みやがれっつんだ。

そう言わないでくれよ。久しぶりの「ばんだ」取材、しかも朝早くのインタビュアでそれなりに大変だったみたいなんですから。

ふん、だ。ちゃんとした仕事しねえとただじゃおかねえ。

それはともかく、やっぱり障害者虐待防止法はこの臨時国会で成立させてほしいですねえ。こうしている間にも各地で泣いている障害者がいるはずですよ。少々の不備があっても、それは絶えず見直しながら改正していけばいいじゃないですか。これだけ盛り上がっているのに流れてしまっただら、もう二度とできなくなるような気がして不安です。

議員のみなさまがた、お頼み申しやす。どうか、障害者虐待防止法を一刻も早くつくってくださいな。



親のための 虐待防止マニュアル

1

虐待と言われてもピンとこない。

そんなことがあると新聞やテレビで報道されるけれど、

わが子には無縁な遠い世界の出来事にしか思えない。

しかし、そのように考えているあなたの子どもは本当に大丈夫なのでしょう。

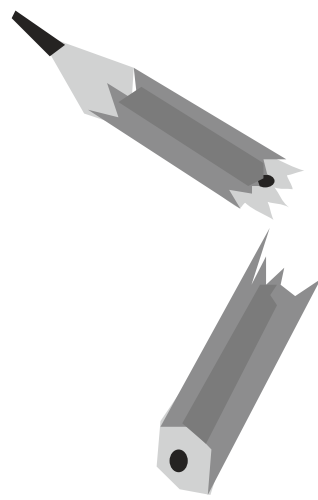
今はそんな心配はないかもしれませんが、

あなたが亡くなった後も大丈夫だと言い切れますか？

虐待とは何なのか、なぜ虐待が問題なのか、誰が見つけるのか、

見つけたらどうすればいいのか、通告された側はどのように動けばいいのか、

親に何ができるのか……。



1 あなたの子どもは 大丈夫ですか？

あ なたの子どもは虐待されていま
せんか。

「ギョクタイ？」そんなことあるわけ
がない。

うーん、確かにそうかもしれません。
虐待なんていうと驚かれるかもしれま
せんよね。しかし、たとえば、学校で

先生にたたかれたり、施設で「あほ」「ば
か」などと言われたり、職員から性的

な暴力を受けたたり、雇用主から年金を
とられたり……ということはありませ
んか？

障害のある子は何も言ってくれない
けれど、もしかしたら虐待されている
ことを隠している場合があります。必
死になって自分なりに訴えていたりす
る場合もあります。そうじゃなければ、

それはそれでいいのです。言葉ではつ
きり訴えてくれない人は、うっかりす
ると見逃してしまいそうな表現方法で

SOSを発している時があるのだとい
うことを知ってほしいのです。

ところで、あなたはわが子をたたい
たり、怒鳴ったりしたことはありません

んか？

虐待と言われると何かとんでもない
犯罪のように思えるかもしれませんが、
日常的に行われているささいなこと
の中に虐待の芽はひそんでいます。

ある日突然に虐待をする大悪人が登
場するわけではありません。普段は優
しい顔をしている職員や先生や親が、
知らず知らずのうちに虐待へのステッ
プを踏んでいる場合があります。そ
こに虐待の恐ろしさがあることを知っ
てください。

2

もしも、あなたが
誰かに殴られたら



もしも、あなたが泥棒にあつてお金を取られたらどうしますか？

道で誰かに殴られてけがをしたらどうしますか？

人気のないところで性的な暴力をされたら？

世の中は理不尽なことで満ち溢れています。まじめに、間違つたことをせず、誰も傷つけずに生きることに努めていても、自分が暴力や金銭的な被害を受けずに生きていける保証はありません。

110番して警察に捜査してもらい、あなたを傷つけた相手に罰を受けてほしいと思うのではないでしょうか。身体や心に深い傷ができた場合は提訴して損害賠償を払わせる方法もあります。あるいは、そんな回りくどいことをするよりも、直接相手に文句を言って謝らせようとするかもしれませんね。警察に行つてもちゃんと捜査してくれる

かどうかわからないし、裁判はお金も時間もかかります。実際に訴訟になれば相手からもあれこれ不愉快なことを言われ、いつたい何のために裁判を起こしたのかわからなくなることもあります。

しかし、自分の力で相手に文句を言って謝らせることができるような強い人は、そもそも理不尽な被害にあつたりすることは少ないですよ。悪意のある人間つていうのは、弱そうな人を狙うものです。いや、悪意はなくなつて、つい相手を傷つけてしまつたり、相手の儲けを少なくして自分の儲けを多くしてしまつたりしたとき、相手がとても弱い人間で文句の一つも言つてこなかったとしたら、「まあ、いいか」ということになりませんか？

しかし、どんなに弱い人間でも嫌なことは嫌なわけで、やっぱりそんなとき

きには警察に相談に行つたり、弁護士と相談して裁判を起こそうとしたりするかもしれません。いや、そうするに違いない……。そんなふうに加害者が感じ出したら、だんだん心配でたまらなくなるでしょう。警察や裁判の存在感というものは、現実にとれだけ有効に機能するかどうかは別にしても、複雑に利害が絡みあつた高度情報化社会の中では実に大きい存在ではないでしょうか。

しかし、どんなひどい被害にあつても、それを誰かに訴えるコミュニケーション能力に乏しい人の場合はどうなるのでしょうか。誰かに訴えたくても施設や職場の中に閉じ込められているような状態だったら？ いや、そもそも自分がされていることが何なのか認識できずに、ただ、痛みと恐怖に震えるしかない人の場合はどうなるのでしょうか。

たとえば、乳幼児、認知症のお年寄り、重知的障害や精神障害のある人……。

そのような人たちを「判断能力にハンディがある」などと言いますが、彼らが虐待されているのを見た人は必ず通報しなければいけないことにして、通報を受けた機関が責任を持つて救済にあたる必要があります。自分で SOS を発することができないのだから、誰かが代わりに SOS を発しなければなら

らないのです。

そのために児童虐待防止法ができました。高齢者虐待防止法もできました。それと同じように障害者虐待防止法が必要なのです。

3

どういう行為が
虐待になるのか

① 身体的虐待

げんこつで殴る。ビンタする。ハエたたきで顔ををひっぱたく。馬乗りになつて顔を殴る。逃げられないように柱に縛り付けて革のバッグで顔を何度も殴る。ロープで縛り上げる。麻袋に詰め込んで一晩中放置する。

こういうのを【身体的虐待】と言います。そんなことがあるのか？と思うかもしれませんが、これらはいずれも現実には起きる事件で行われていた行為です。

それどころか、気に入らない障害者の頭を職員が何度もスリッパでたたいた。施設長が障害者に沸騰した湯で入

れたコーヒーを無理やり3杯飲ませ、口やのどや食道のやけどで1ヶ月の重傷を負わせた。男性の障害者の下半身を数回けり上げ、重傷を負わせながら、「同室の入所者による暴力が原因」と虚偽の報告をしていた……などの虐待行為が過去の事件で明らかになっています。

② 心理的虐待

「あほ」「ばか」「お前なんか、もう来るな」とのしる。笑いものにする。わざと冷たい目で見ても相手にしない……、こういう行為を【心理的虐待】と言います。体に傷や痣あざができるわけではありませんが、心がひどく傷つき、自分に自信を持てなくなり、無力感にとらわれることにつながります。

ある障害児は普通学級に通っていますが、教室内でもずっと黄色い帽子をかぶることを義務付けられていたそうです。「あの黄色い子を連れてきて」と先生も普段から言っていたといいますが、言われる側がどんなに傷ついているか、深く考えずにやっていることは多いものです。

ある調査では身体的虐待よりも心理的虐待を受けた人の方が立ち直るまでに長い時間がかかると言います。人間性を深いところで傷つける心理的虐待

の恐ろしさは意外に知られていないのかもかもしれません。

障害を持った人は否定されたり無視されたりする経験をほかの人よりも多く持っていると思います。そんなに重くつもりで言っているわけではなくても、障害のある人は深く傷ついている場合が少なくありません。否定されることが多くて自分に自信が持てない人、言い返すことができない人(障害者)にとっては小さなことが心理的虐待になることがあることを知ってください。

③ ネグレクト

食事を与えない、病気になっても治療を受けさせない、風呂に入れたり体をきれいにふいたりしない、おむつの交換をしない、学校に行かせない。そういう行為は【ネグレクト】と言います。障害者を保護したり管理したりすべき立場の人が、それを怠り、障害者の生命に関わるような取り返しのつかない事態をもたらしたり、深い傷を残したりすることがときどき起ります。

重い障害の人は自らの欲求をうまく伝えることができない場合があります。必死になって訴えているのかもしれないが、言葉や動作でそれを表わすことが苦手なので、周囲の人々が受け取ることができないのです。しかし、そ

うした障害者こそが、ちょっとしたネグレクトで重大な事態に陥ってしまうことがあります。

障害者の中にはいつも薬を飲んだり打ったりする必要がある人がいますが、投薬を怠ったために身体に重要な影響を及ぼすことがあります。

④ 性的虐待

あまり表面化はしていないけれど、多くの女性障害者が受けているのではないかと言われるのが【性的虐待】です。親族などの近親者から、職場で上司や同僚から、医療スタッフから、学校で……。あらゆる場面で障害者は性的虐待のリスクにさらされています。

重度の障害者の場合、性的虐待を受けていても、それが虐待なのか、いけないことなのか、自分は被害にあっているのか、ということを知ることができない場合があります。加害者側はそうした特性につけ込んで虐待するのですが、障害者が嫌なそぶりを示さないために加害者が自分のやっていることがいけないとの自覚が薄れて増長してしまいうケースがあります。

しかし、重度の障害者が自分のされていることの意味が認識できない場合でも、心身に深い傷をつくり、自尊心が知らず知らずのうちに崩されていく

のは、障害のない人と同じです。

⑤ 経済的虐待

入所施設ですと暮らしていると、障害年金が何百万円あるいは1000万円以上もたまっている人がいます。障害者自立支援法で自己負担が導入されてから事情が変わりましたが、施設が障害者の年金を管理したり、保護者会が施設からの依頼を受けて管理したりするケースは珍しくありません。

あるいは親が亡くなって障害者が多額の遺産を相続するケースもあります。成年後見人がちゃんと付いて本人のために遺産をえるようにするべきなのですが、まだまだ後見人の利用率は低く、年金や遺産が障害者本人の意思とは別のところで勝手に管理されたり流用されたりしているケースは多いとみられています。

また、一般就労している障害者でも賃金を安く抑えられて長時間の労働を強いられるいたり、賃金をピンはねされたりしている例がときどき明らかになっています。

これらは、いずれも詐欺や横領に問われるべき事案なのですが、障害者が自らの被害を認識できていない、あきらめきってしまったっている、親も「働かせてもらっただけでいい」と考えている、などといった理由から声が上がりにくいのです。

だれにも聞けない 成年後見の疑問に答えます

成年後見のことは理解できるようになりましたか？
わかったつもりでも、

現実にはいろんなことに直面すると

迷ってしまうものです。

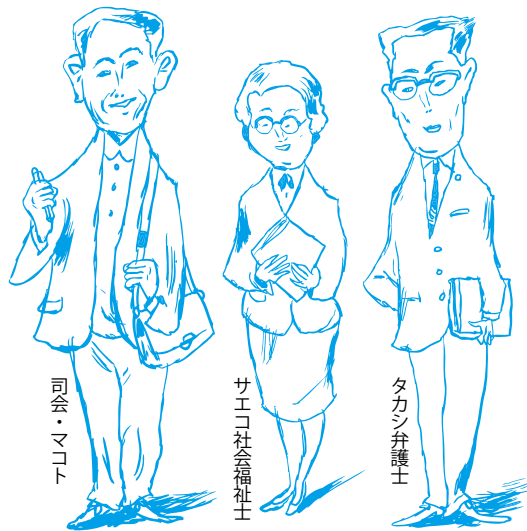
いろんな場面で具体的に考えてみると、

理解が進むかもしれませんね。

「ぼんだ」でおなじみの

タカシ、サエコ、マコト各氏に

みなさんの疑問を答えてもらいます。



タカシ弁護士

サエコ社会福祉士

司会・マコト

答えについては「ぼんだ」編集スタッフで知的障害者の権利擁護や成年後見について詳しい弁護士や研究者などの意見を参考に構成しました。

質問 1

でも親が後見人にならないと
だめでしょうか？



施設長の話は、①施設
利用契約は施設と

障害のある本人との間で結

ばれる、②親は、(成人して

いる)子に契約を結ぶだけ

の判断能力がない場合、成

年後見人にならない限り、

法律上、その子の代理人に

なれない、③施設と利用者

は利用料の支払の関係で対
立当事者の立場に立つ、と
いう理論に基づくもので
しょう。これは法的に正論。

もっとも、契約する施設
の保護者会は、その施設の
利益のために動く組織であ
る場合が多く、少なくとも

その施設が存在が前提と
なっている団体です。そう
すると、たとえば本人がそ

の施設を出て別の生活を

たい、と思っても、先立つ
資金を施設の保護者会が
握っていたのでは、本人の
思いが実現する可能性があ
りません。本人の思いを实
現するための第三者が、施
設利用の契約締結や年金の

管理にかかわるべきです。

問題は、親がそれにふさ
わしいのか、親は子ども
のストレートな思い(たとえ

ば、「施設を出たい」という

入所施設に子どもがお世話
になって15年になります。施
設長から「契約や年金の管理

のために必要なので親が後見

人となる手続きをしてくださ

い」と言われています。施設

の保護者会に年金の管理は任

せてあるからそれでいいと

思っているのですが、どうし

思い)を実現する方向で強く動きまわること、親は子よりも先に亡くなるではないか、しかしそうは言っても、親のほかにだれかに任せられる人がいるのか、兄弟にその荷を背負わせるのは酷ではないか、ということ。頭の痛いところですね。



なんだか私はこの施設に腑に落ちないものを感じてしまいますね。

まず、親に後見人になるように言っていること、さらには保護者会が年金を管理していること。年金は本来、障害をもった本人の自立や社会参加のために公費が投じられている制度であって、障害者本人の意思が何よりも優先して考えられるべき

ものでしょう？ そもそも障害者はこの入所施設で暮らすことを自ら望んで入ったのか、管理されている年金はどんなことに使われているのか、それは障害者本人の意思に基づいて使われているのか。ちよつと考えると、ただでいろいろな疑問が思い浮かびます。

おそらく、親が障害を持つたわが子のことを不憫に思つて、安心して託せると思つた入所施設にわが子を入れる手続きをしたのではないのでしょうか。わが子のことには親である自分が一番よく知っていると思っている親は多いと思います。しかし、それは本当でしょうか。わが子の幸せよりも親が自分の不安を解消するために

やっていることとて意外に多いのではないのでしょうか。また、障害のあるわが子を預けた相手には、なかなか対等な立場でものを言うことができないものです。

だからこそ、障害のある本人の意思を最優先に考えて代弁する後見人が必要なのだと思います。施設にとつては言うことを聞いてくれる親が後見人になってくれれば、うるさいことも言われないし、なにかと楽なものです。しかし、それでいいのでしょうか。

入所施設で保護者会が年金を管理していることの問題については、札幌育成園事件での裁判所の判断が参考になると思います(本誌40ページ参照)。施設の言う

ことを聞いてくれる保護者会が年金を管理し、後見人にも保護者になる……。これでは施設の思うがままに何でもやれる体制が築かれてしまい、たとえ障害者が施設から出て地域で暮らしたい、そのために年金を使いたい、と思つても不可能になつてしまいます。



そもそも成年後見とは、判断能力が乏しくて社会の中の重要な約束を本人がひとりできないような場合に、本人に代わつてそれをしたり、アドバイスをしたりするため、きちんとその人を決めておく制度です。これまでは親御さんがやつてこられたことだったりするのですが、



明確に障害のある方のために、支援をすることに専念する点に意味があります。

たとえば、親が子の年金を流用したり、子は親の付属品のような意識でかわることをやめて、障害ある人をひとりの人間として尊重することを目指します。ですから、後見人を裁判所を選任してもらうことになり、その後も本人のために仕事をしているか、は裁判所がチェックすることになります。

年金は、本人にとっては重要な生活のための資金です。これをどのように管理してもらおうか、いつ、どのように引き出すか、などを本人のために判断する必要があります。

がありますから、後見人を付けることが必要になります。

親御さんが後見人になる場合には、これまで通りなのになぜ面倒なことをあえてするのか、と思われるでしょうけど、親とは別の存在であること、独立した社会人であることを意識させる意味でも大きな意味があります。しかし、それではないのでしょうか。

入所施設に障害のある息子をいれようとしたら、「後見人がいないと契約できない」と言われました。理事長から「私

質問 2

の親戚の弁護士を紹介するの
で、その人に後見人になって
もらってください」と言われ
ました。その施設にいる障害
者は全員、その弁護士が後見
人をしているので安心しろと
言われたのですが、それで大
丈夫でしょうか。



施設利用契約は施設
と障害のある本人
との間で結ばれるものです。
そして親は、(成人している)
子に契約を結ぶだけの判断
能力がない場合、成年後見
人にならない限り、法律上、
その子の代理人になれません。
ですから、息子さんに
契約を結ぶだけの判断能力
がないとすれば、「後見人が
いないと契約できない」と

いう施設の言葉は法的に正
論。

しかし、成年後見人は本人
の思いを実現するための人で
あり、その思いの中には当然
「施設を出たい」「別の生活場
所で暮らしたい」という内容
のものも含まれます。もしか
したら、それが一番の願いか
もしれません。そのような願
いのことを考えると、法人
理事長の親戚が成年後見に
なったり、施設利用者全員
にまとめて1人の後見人が
ついたりするなどというこ
とは、適切でないことは明
らかでしょう。



ある入所施設の経営
者が「成年後見なん
て制度ができたものだから、





やりにくくって仕方がない。入所者（障害者）のお金を使うのにも自由にできない」と愚痴をこぼすのを聞いたことがあります。はじめは何を言っているのかわかりませんでした。偽悪趣味で施設経営者の本音をパロディみたいにして言っているのかなと思っただけですが、どうやら本気で憤っているんですね。

実は、その施設にいる障害者がある社会福祉士を後見人にしたのですが、その後見人が面会にやっても、なんだかんだと理由をつけて会わせようとしないうというのを別のところで聞きました。これはほんでもないことだと思います。

正当な理由がないのに、入所施設側が利用者の後見人の面会を拒絶するようなことは許されるものではないですね。



「後見人がいないと契約できない」とい

うのは一見すごく正論に見えるけれど、うるさい後見人を付けられる前に、施設側の意向をくんでくれる後見人を付けさせるために誘導しているのではないかしら。「うるさい後見人」という言葉は誤解を招くかもしれないけれど、判断能力にハンディのある人、しかもふだんは外部の目が届きにくい入所施設の中にいる人のことを代弁するためには、い

ろんなことを知らなければならぬし、いろんなことを言わなければなりません。施設側から見れば「うるさい」と思われるのが当然ではないかしら。そのくらいの後見人でないといけないと私は思います。

入所施設の母体の法人の理事名簿を見ると、弁護士の名前があるのをときどき見ます。何か施設内でトラブルがあったり、利用者の家族に苦情を言われたり、行政から注意を受けたりしたとき、理事になっていたり弁護士は「用心棒」のような役割を期待されているのかしら、なんてうがった見方をしてしまうのは私だけでしょうか。

ところで、この理事長に「私の親戚の弁護士を紹介する」なんて言われて、断ることができる親はいるのかしら。成年後見が必要だと言われるけれど、だれに後見人を頼んだらいいかわからないという人はとても多い。だから、親が後見人になっていくという現実があるのです。理事長に「後見人を紹介する」と言われたら、親にとっては渡りに舟。しかもその後見人が理事長の親戚だったならば、なんとなく安心できそうな気がしますよね。そこが巧妙なところですよ。私だったら、こんな施設には絶対に子どもを入れてはいけません、って親には言いますね。

行政は 障害者を 守らなくてもいい？

なぜ怒りの声を上げないのか

弁護士 大石剛一郎

今年（08年）の2月28日、いわゆる「宇都宮事件」について、二つの判決が同日に出た。

一つは警察・検察に対する判決。もう一つは福祉行政に対する判決。両者は対照的な結論になった。警察・検察に対しては厳しく、福祉行政に対しては甘かった。両裁判については証拠の量・質の点で差異はあったが、それを割り引いても、裁判所は警察・検察という言わば司法の「身内」の責任に関しては厳しい判断を下し、福祉行政に対しては極端に言えば、「馬鹿にした」に近い判断を下した。と、私は思う。

「宇都宮事件」の概要ブレイバツク

まず前提として、刑事事件（冤罪）としての宇都宮事件を簡単に振り返ってみる。

04年8月、宇都宮市内、「女子中学生2人の首をつかんだ」（暴行）ということで、重度の知的障害のあるAさんが事件翌日に逮捕され、勾留・「自白」・起訴となった。

さらに同年9月、10月、2件の宇都宮市内での強盗（同年春頃の事件）容

疑で取調べを受け、「自白」したとされ、追起訴された（物証はなかった。「自白」これを補強する弱い供述証拠だけで起訴された）。

同年12月上旬、検察官の諭告求刑（懲役7年求刑＝実刑確実）が行われた。

同年12月下旬、判決言渡予定の公判期日に、Aさんが一転して「やってねえ」と言って強盗を否認し、担当裁判官の判断で、判決言渡しは延期された。

05年1月、真犯人が名乗り出てきた。Aさんに対する勾留は取消された。

同年3月、強盗は無罪となったが、暴行については有罪ということで、罰

金20万円という判決（精神鑑定せずに「心神耗弱」が認定された）が下った。ただし、勾留日数を罰金20万円に換算して充当し、Aさんの支払はゼロだった。Aさんは控訴しなかった。

Aさんの生活歴・支援（欠如）歴の概要

Aさんは昭和20年代半ばに宇都宮で生まれたが、父母ではなく、祖母に育てられた。祖母はAさんを非常に大事にし、かわいがり、Aさんに対し生活に必要なことを教えた。Aさんは成育

していく中で、他人のバイクを勝手に持っていく、免許がないのにバイクに乗る、バイクを解体する等、自宅近所で非常に多数のトラブルを起こしたが、重度の知的障害が明らかだったため、2回の罰金刑はあったものの、正式起訴はされなかった。

昭和61年に祖母が亡くなり、祖母の死去直後、Aさんの親族は、トラブルの多いAさんを支援・対応しきれないということで、福祉行政に施設入所を求めたが、受け入れられず、結局、Aさんは精神科に入院することとなった。以後、Aさんは平成11年3月頃まで12

年余の間、入院させられていた（一時は閉鎖病棟）。Aさんはそのままずっと一生そこで生活する予定とされていた。

平成11年4月、ヤクザ風の男Yらが、親族の反対を無視して、Aさんを退院させ、Aさんを宇都宮市内の民間アパートに住ませたうえで、Aさんの年金などを取り込み、Aさんには最低限の食費・アパート代を出し、残金は全部Yらが懐に入れた。その後、別のヤクザまがいのXが登場し、平成13年4月頃、今度はXが、YらからAさんを引き取り、Aさんを別のアパートに住ませ、Aさんの年金などを取り込み、

Aさんには最低限のアパート代、「小遣」などを渡す、残金は全部Xが懐に入れる、という形になった。Aさんは、YらとXの間で、「物」のやり取りのよう

に取引され、右から左に移されたわけである。さらにXはAさんを養子にして、Aさんの年金等を管理した。Aさんの生活状況は「生活保護未満」だった。AさんはXから日常的に暴力を受け（Aさん本人談）、恐怖によって支配されていた。Aさんのほかにも何人か、同じように養子縁組されたり、年金等を管理されたりしたうえで、「生活保護未満」の生活をさせられていた人、同じように暴力で支配されていた人がおり、その事実の多くを宇都宮市は把握していた。

Aさんは、精神科に入院していた約12年余の間は、ほぼ病院内に缶詰状態だったので、病院外でのトラブルは発生しなかったが、平成11年4月の退院後は、以前同様の窃盗（主として自転車窃盗等の繰り返しが始まった。以後、10件以上の窃盗等のトラブルが繰り返しされたが、「起訴猶予」という対応がなされた。検察官はAさんを精神病院に入院させるための手続を数回行ったが、措置入院とはならなかった。

Aさん自身は、「生活保護未満」の生

活状態を現実に強いられていたが、Xに対する恐怖心と重度の知的障害による判断力・意思表示力不十分のために、必要な支援を他者に対し求めることは不可能だった。

結局、Aさんは、地域社会で人間らしく主体的に生活するために必要な支援を受けていなかったために、犯罪にあたる行為を際限なく繰り返し、果ては警察・検察によって強盗犯人と決めつけられ、危うく刑務所に入れられそうになった、と言えるのである。

Aさんの知的障害

Aさんは昭和49年に療育手帳の交付を受けた（A2）。平成17年6月に行われた鑑定（成年後見申立事件における精神科医の鑑定）においては、「重度の知的障害」、「IQ二五以下と推測される」とされた。Aさんは、平仮名およびカタカナの読み書き、東西南北の区別、地図を書いて説明をすることなどは不可能である。過去の事実については「忘れた」「分かんねえ」と言うことが多いが、それが本当に「覚えていない」のか、「分らない」のか、それとも否認の意味なのか、見極めるのは容易で



ない。否認できずに、相手に判断を委ねてしまう傾向もある。20〜30分を超えるような長い質疑応答においてはとくにその傾向が顕著である。過去の事実を時間で特定することや物事を時系列的に話すことも難しい。しかし、祖母からの教えと長年の地域生活によって培われたと思われる「生きぬく知恵」、一種のたくましさには、しばしば驚かされた。

国家賠償請求訴訟提起 (民事訴訟)

Aさんには成年後見人がつき、05〜06年、対警察(栃木県)、対検察(国)、対福祉行政(宇都宮市)の国家賠償請求の裁判が次々に起こされた。

対警察(栃木県) 裁判の争点は、①警察がAさんの障害の内容・程度・特徴について鑑定囑託しなかったことの違法性、②暴行事件による勾留中の強盗の取調べに関する違法性、③誘導によって虚偽内容の自白調書を作成したことの違法性、④警察幹部が取調べ担当捜査官による虚偽自白調書作成をチェックしなかったことの違法性、であった。

対検察(国) 裁判の争点については、

①検察がAさんの障害の内容・程度・特徴について簡易鑑定・鑑定囑託・鑑定留置しなかったことの違法性、②虚偽の自白調書を適正にチェックすることなく、他に物証もないままに公訴提起したことの違法性、であった。

対福祉行政(宇都宮市)については、宇都宮市としては、昭和49年にAさんが療育手帳を取得した後、昭和61年の精神科入院をはじめとしていろいろな場面を通じて、Aさんの障害と支援の乏しい状況を把握していたはずであり、かつ、Aさんが平成12年2月以降、やぐさ風の男Xによって生活を支配されている状態(養子縁組、年金管理)を把握していたのであるから、その実態を調査もせず(暴力の実態もあった)、それを黙認・放置し、むしろXの不法行為を助長・加担するような対応をしていたことは、福祉行政の「違法な支援放棄」ではないか、ということが主たる争点であった。

民事事件判決

宇都宮地裁は08年2月28日、国(検察)および栃木県(警察)に対し、両者は連帯してAさんに対し100万円

の損害賠償金を支払え、との判決を下し、国も栃木県も控訴せず、同判決は確定した。判決理由の概要は以下のとおりであった。

警察に対しては、①Aさんは重度の知的障害者ではあるが、一見して刑事責任能力・訴訟能力なしと認められるほどではないので、警察が障害の内容等に関して鑑定囑託しなかったことは違法ではない。②一般にある犯罪の取調べ中の「余罪追及」はありうることなので、本件暴行事件の勾留中に強盗の取調べをしても違法とは言えない。しかしながら、③本件虚偽自白調書の作成は、警察の裁量範囲を逸脱しており、違法である。誘導尋問は一般論としては違法ではないが、これを行った場合には、被疑者の知的能力などの属性に応じて、応答内容が捜査官の意図する方向に偏っていないか、応答態度が迎撃的でないか等を常に検証し、誘導の方法・態様が許容範囲を逸脱しないよう、十分注意を払わなければならない。本件においては、取調べ担当警察官は、Aさんの「迎撃的である」という特性を利用して、誘導して、虚偽の自白調書等を作成したものであり、違法である。④本件では虚偽自白調書作成を警察幹部が知らなかったことに

過失ありとは言えず、警察幹部の指導・チェック等に違法性ありとは言えない、とした。

検察に対しては、①Aさんは重度の知的障害者ではあるが、一見して刑事責任能力・訴訟能力なしと認められるほどではないので、検察官が、障害の内容等について簡易鑑定・鑑定囑託・鑑定留置しなかったことは違法ではない。しかしながら、②検察による本件強盗(2件)についての公訴提起は違法である。公訴に関しては、「現に収集された証拠」と「通常要求されるべき捜査により収集しえた証拠」を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったか、が問われる。本件においては、(一)物証はなかったし、(二)自白はあったが、検察としては、(ア)「原告の障害の内容・特性を認識していた」と推認できるので、(イ)「犯行態様の詳細な供述」や「犯行場所に関する地図の添付」について、それが可能なものかどうか、疑問を持つべきであったし、(ウ)上記(イ)の可能性・能力に関するテストや証拠に関する裏付け捜査をすべきであった。それが「通常要求されるべき捜査」であった。(エ)それらを行っていれば、警察の作成した自白調書が「虚偽自白」

であると判断できた可能性が高い。(オ)とところが実際には、警察の自白調書の信用性を補強するような形(原告の犯人性について疑問を持たれそうな部分について、つじつまが合うようにした)で誘導して、虚偽の自白調書を取った。したがって、本件では「現に収集された証拠」(物証なし、裏付けのない自白)と「通常要求されるべき捜査により収集しえた証拠」(自白の虚偽性)を総合勘案すれば、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があったとは言えないので、公訴提起は違法である(検察の裁量範囲を逸脱している)、とした。

他方、宇都宮地裁は上記判決と同じ08年2月28日、Aさんの福祉行政(宇都宮市)に対する請求をあっさりとは棄却した(Aさんは控訴した)。判決理由の概略は、「平成12年2月以降平成17年4月中旬までの間、Xが(途中からは養父になって)Aさんの金銭を管理していた事実は認められるが、AさんがXに年金や福祉手当を横領され、また虐待されていたと認めるに足る証拠はない」、「平成12年2月以降、市がAさんに積極的に介入して生活保護等の施策を行うべき緊急の状態にあったとは認められない」、「知的障害者福祉や生活保護は申請主義であり、申請しな

いで受給しない自由もあるところ、Aさんからは知的障害者福祉や生活保護について相談や申請はなかったのだから、宇都宮市には、生活保護支給福祉サービス提供、コーディネート派遣、成年後見利用支援などの行為を行う法的義務はなかった」、「市はAさんの生活状況を認識、把握すべき関係にあったとは言えない」というものであった。

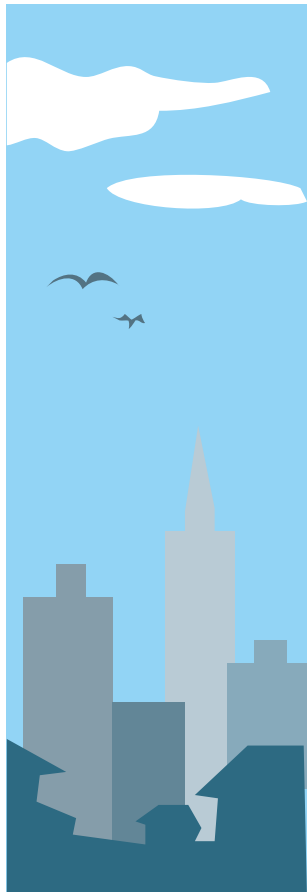
判決の評価

裁判所は、いわば刑事司法の身内である警察・検察には辛く、福祉に対しては甘い判断をした、と私は思う。すなわち、警察・検察に対しては、とくに自白をとった捜査に関して、きちんと障害を把握して、障害の内容・程度・特徴に留意した取調べを行う義務があ

るのに、これを怠り、むしろ障害による弱さに乗じたような捜査を行った、と断じて厳しく戒めたのに対し、福祉行政に対しては、「ヤクザ風の人が重度の知的障害のある人を養子にして、その人の障害者年金を管理し、その人が『生活保護未満』の生活を送り、さらにその人が『ヤクザ風の人から暴力を受けていた』と話したとしても、直ちに虐待があったとは認定できない」、「本人と同じ状況にある人がそのヤクザ風の人から虐待を受けていた事実が明らかになっても、当該本人が虐待を受けているか否かについては、福祉行政としては、知らなくても、知ろうとしなくても、とくに責任はない」、「福祉行政は、本人側からの申請がなければ、支援しない、調査もしない、ということでも、それは仕方がない」という趣旨の判断を下して、福祉行政を免責させたのである。

そうなる、自分で自分の権利をアピールできない人は一般に、自分の代弁をする親などがいない場合、成年後見人がつかない限り、必要な支援を得ることは期待できない、虐待状態からも救出されることも期待できない、ということになる。裁判所の判断は、「現行システム上、それで仕方がないのだ」と言っているに等しい。

この裁判所の結論に対し、知的障害者福祉にたずさわる人たちは怒らないのだろうか。このような司法の判断を、「そんなもんです」と言ってお受け入れるのだろうか。必要な支援を自らアピールして獲得できない人たちに積極的に関わっていくって、本人に必要な支援を見出すこと、支援を作っていくことに精一杯尽力するのが、知的障害者福祉にたずさわる人たちの仕事であり責務だと思ふ。しかし、宇都宮事件の対福祉行政裁判の地裁判断は、そのような仕事・責務について、「やれたらやればよいが、申請がなければ、やらなくても別にかまわない(むしろ、深く関わると責任を負うことにもなりかねないから、ほどほどにした方がよい)」と位置づけているに等しいのだが、それで良いのか。



父兄互助会を トンネルに 障害年金寄付はダメ

弁護士 大石剛一郎

札幌育成園事件刑事告訴・検察審査会 「不起訴不相当議決！」に注目

巷ではよく、09年5月から始まる「裁判員制度」が話題になっている。「裁判員制度」とは、殺人などの重大事件について、国民の中から事件ごとに選ばれた人たち（裁判員）が、裁判官と一緒に裁判の審理をする司法制度であるが、今でも同様に、国民が司法に直接関わる制度がある。それは「検察審査会」の制度である。「検察審査会」とは、国民（選挙権のある国民）の中から無作為で選ばれた人たち（検察審査員）が、検察官の不起訴処分（ある刑事事件の被疑者について少なくとも当面は起訴しないことにする決定のこと。その理由は、証拠不十分や違法性の程度が小

さいなど、さまざまである）等について、その決定が妥当なのかどうかを審査する制度である。

起訴とするのは不当」との決定を出したのである。

そのようなことはありえない話であった。Aさんの行動意欲は次第にそれがれていった。

札幌育成園事件の 民事裁判

そんな検察審査会が今年5月末、知的障害のある人に関する事件について非常に踏み込んだ意見を出した。対象事件は、Aさんという軽度の知的障害のある人の年金・作業収益を入所施設が不当に取ってしまっていたという、いわゆる「札幌育成園事件」に関する刑事告訴事件である。この件に関して、Aさんが、同施設運営の最高責任者を「業務上横領罪」で刑事告訴したところ、検察官はこれを「不起訴」と判断を下したが、これに対し検察審査会は「不

95年2月、Aさんは、東京都日野市から札幌育成園の運営する入所施設「寿都浄恩学園」に入所することになり、年金・作業収益全額を施設にとられることになった。手続的にも問題はあったが、実体として本人には、年金・作業収益を施設にとられる、などという認識はまったくなかった。また、たとえば成年後見制度が利用されていれば、

01年5月、Aさんは6年余の入所年月を経た後、札幌の共生舎の支援によって同施設を退所した。地域の受け皿、地域の支援があれば、入所施設利用の必要はなかったのである。Aさんの退所所持金は111円であった。

02年1月、Aさんは支援者とともに、警察に告訴に行ったが、受理されず、「民事でやれ」などと言われた。

02年1月〜2月、道の特別監査が札幌育成園に入り、強い指導がなされた。

02年4月、Aさんは札幌育成園に対

し損害賠償請求訴訟を起こした（札幌地裁）。

02年7月、札幌育成園が利用者ら（Aさんを除く）に対し、年金・作業収益の合計金11億8000万円を返金（そんな額をボンと支払えること自体、異常だろう）。

03年7月、札幌育成園からAさんに対し和解案提示。金額約200万円（札幌育成園の計算）。前述の金11億8000万円の返金も、同様の計算根拠によるものだったと思われる。あまりに低額で、和解不成立。

04年3月～4月、地裁では敗訴。札幌高裁に控訴提起。

05年10月、札幌高裁判決。総額約1000万円の損害賠償請求認容判決であった（年金・作業収益の返還部分は約600万円であったが、この部分だけでも、札幌育成園の計算に基づく前記和解提示額約200万円の約3倍であった）。そして同判決は、札幌育成園の行為について、年金をとった点は「横領」と認定・表現し、作業収益をとった点は違法な「不当領得」（不法行為）と認定・表現した。

06年4月、上記判決が確定。その後、札幌育成園からAさんに対し、判決に基づく損害賠償金が支払われた。

刑事事件としての行方

07年9月、Aさんは、札幌育成園の代表者を「業務上横領罪」ということで、札幌地方検察庁特別刑事部に刑事告訴した。自分だけでなく、知的障害のある多数の入所利用者の年金・作業収益を長年にわたり横領・不当領得し続けてきた札幌育成園を、単に民事裁判でようやく決められた（裁判所に命令された）お金をAさんに支払ったというところだけでは許すことができない、という意向・趣旨であった。

08年12月、札幌地検が「不起訴」とする決定を出した。理由は不明だった。08年2月、Aさんは、札幌検察審査会に審査申立をした。そして08年5月末、札幌検察審査会「不起訴不当」との議決を出したのである。

同議決は、次のように述べた。「父兄互助会名義の口座で管理されていた申立人（Aさん）の障害基礎年金を札幌育成園名義の口座に申立人の意思に反して寄付の名目で振り込み入金したことは、検察事務官作成の報告書により明らかであり、また、父兄互助会名義の口座から被疑者（札幌育成園

の代表者）の親族が経営する宗教法人に対する貸し付けを行ったことについては資金を流用したと言わざるを得ない」

「札幌育成園では、被疑者の父親の代から施設入所者に支給されていた障害基礎年金を父兄互助会名義の口座に集め、札幌育成園が事実上管理していた、被疑者の代になっても同様なことが行われていたものであり、このことは、申立人ら施設入所者の障害基礎年金を被疑者が自由に使うための手段であったと解することができる」

「申立人ら施設入所者に支給される障害基礎年金を全額寄付してもらおうという被疑者の行為は、施設利用を断られた場合、生活の場を失う可能性がある知的障害者の施設利用の現状においては、いわば『弱みに付け込んだもの』と思われるもやむを得ないもので、当検察審査会は、本件の事件を契機に知的障害者施設における施設入所者の財産管理のあり方が適正なものとなるように願うものである」

私は、今の日本の司法制度、法律の専門家の頭だけで決めるシステムは、とくに知的障害のある人にとっては不適合・理不尽なことが多い、とかねてから感じていた。そこで基準・前提と

して基本的に重んじられるものは、現代の日本社会のシステムあるいはそのシステムの中の立場であって、人の多種多様なナマの生活状況ではないことが多いからである。知的障害のある人たちはしばしばそもそも社会システムからはじかれた格好になっているのに、司法ではその社会システムを基準・前提として権利・利益などが判断される傾向が強いのである。それゆえ、一般的な、フラットな市民感覚に基づき判断の方が、知的障害のある人が巻き込まれた事件には適合する、と思うのである。札幌育成園事件の高裁判決はその意味では、非常に市民感覚に近いところで出された判決だったと思うが、今回の検察審査会の決議は、そんな思いを確信に変えさせるものだった。普通の、法律の枠にとらわれない感覚の人たちの目で見ると、知的障害のある人たちの「蔑ろにされている生活状況」は確実に「許されないもの」なのであるということであらためて確認し、胸のすく思いだった。

しかし08年6月中旬、札幌地検は、市民の意見に反して、再び不起訴とした。理由は再び不明である。戦いはまだ続く。弾がなくなるまで撃ち続けることになる。

目の見えない子どもたちによる写真展

「キッズフォトグラフィアーズ 盲学校の子どもたち23人が撮った!」という写真展が、日本アムウェイ本社(東京・渋谷)のロビーでこの夏、開かれた。アジアや日本各地の民族などをテーマに撮影してきたフリーカメラマンの菅洋志さんが横浜市立盲特別支援学校で写真のワークショップを開催、そこで子どもたちが撮影した作品を展示した。菅さんは、子どもたちを「天才」と評価する。うっかりすると気が付かずに通り過ぎてしまうほど小さな写真展を見て考えた。

ガラス張りの広々としたロビーホールに、会議室用の長テーブル6つを口の字型に組み合わせて展示スペースを作った。生徒自身による点字付きの紹介文と共に、6人、18作品が並ぶ。作品は一週間ごとに入れ替えられ、会期中、23人の作品が持ち回りで展示される。

「自分で自分をとりたくてシャツ



文◎松田香織里

ターを押ししました。できあがったのを聞いたら、ニコニコしていて楽しそうだよと言われて嬉しかったです(藤本奈津美さん・中1)。「校長先生が話しかけている声を頼りにとりました。校長先生はいつもダジャレを言っていて、おもしろいです。だからボクはとても好きです。ボクはこの写真をとるとき、みんな楽しそう

に給食を食べているんだろうなあと思いました(藤本昌宏くん・小4)。展示されている作品の下には、このような紹介文が添えられている。

子どもたちは、菅さんが渡したインスタントカメラを手に、音や声、感触を手がかりにしてレンズを向けたという。口を大きく開けて笑っているおばあちゃんのピースサイン、先生のおどけた表情、弟の寝顔を寝息の音と共に切り取ったような写真。今にも動き出しそうな表情を捉えた写真はかりだ。

企画展開催に関わった日本アムウェイの松崎悦久さんによれば、管さんと子どもたちは、「one by one 子ども基金」という、58の国・地域でアムウェイが行っているボランティア活動の一環で知り合った。長野県で行われた「川遊びや夜の森散策など、体全体で遊ぶ」という「アフアン・心の森」プロジェクトに盲学校の子どもたちが参加、管さんはカメラマンとして同行したのだ。子ども好きで有名な管さんに、当時の課長が「参加してみないか」と声をかけたのがきっかけだった。

そこで仲良くなった管さんと子どもたちは「やれるんだったら、やつ

てみようか」という軽い気持ちで写真のワークショップ開催を決めたが、目の見えない子どもたちが撮る写真がどんなものになるのか誰も想像できなかった。しかし、フィルムを現像してみても管さんはこう驚いたという。「こいつら、スッゲー!」。

今年4月に発売された、今回展示されている作品も掲載した写真集「キッズフォトグラフィアーズ 盲学校の23人が撮った!」(新潮社)で管さんは、「写真は心で撮れるんだ」と子どもたちの作品に寄せて語っている。

現在メキシコに出張中の管さんに代わって息子の洋介さんは、「親子のコミュニケーション……自分の撮った写真がどのようにできあがったのか、構図や写っている人の表情を説明してもらおう……おしゃべりしながら、家族の中で自分の記憶と練り合わせるのが何よりも楽しいみたいですよ」と話す。

撮る者と撮られる者との関係性が如実に写し出されるのが写真。目は見えなくても、声色や空気感、触感から、たくさん想像を膨らませてコミュニケーションをしている。そんな子どもたちと周りにいる人々の気持ちがじんわりと伝わってくるようだ。

菅 洋志 (スガ・ヒロシ)

主にアジア各地の風景やそこに暮らす人々、芸能などをテーマに撮影。パリやミャンマー、奄美大島など様々なところに出かけている。写真集は、『パリ・超夢幻界』(旺文社)、『奄美—シマに生きて—』(新潮社)などがある。

そう思うのは私だけ？

ある行政マンのひとりごと

④

又村あおい



知的障害福祉とルール

みなさん、こんにちは。お久しぶりです。「そう思うのは私だけ？」の第4回をお届けします。引き続き、お付き合いください。今回のテーマは「知的障害福祉とルール」です。

先日、神奈川県綾瀬市の知的障害者ケアホーム・グループホーム（以下、「グループホーム」とします。）で、3名の方が亡くなる火災が起きました。まず何より、亡くなった方のご冥福をお祈り申し上げます。

この火災は事件性が強かったこともあり、連日報道されたことは記憶に新しいと思います。しかし、それとは別の意味で、非常に憂慮すべき事態が起っていました。

それは、消防庁による突然の「ルール変更」です。

今回火災が発生したグループホームには、自動火災報知器が設置されていませんでした。もちろん、その時点で違法性はありません。それどころか、関係者の全国団体（日本グループホーム学会）が、グループホームに適した消防設備について、消防庁と協議をしているところでした。

ところが、火災発生後に消防庁は「グループホームは福祉施設である。ゆえに自動火災報知器を設置しなければならない」という見解を発表。最終的には各消防署の判断に委ねられることになったものの、突然

のルール変更現場は大混乱となりました。

同じような「突然のルール変更」が、過去にもありました。金融庁が行った、いわゆる「消費者金融におけるグレーゾーン金利」の取扱いです。これは、それまで条件を満たせば最大約29%までの範囲で認められていた消費者金融の金利を、最大でも20%以下としたものです。収益のほとんどが金利なわけですから、やはり現場は大変な混乱となりました。また、従来の金利との差額に当たる「過払い金」の返還請求も全国で相次いでおり、これも減収に拍車をかけています。

このとき、業界の中核を担っていた外国資本は、あっさりと日本から撤退しました。「ゲーム（ビジネス）はルールのある所で行う」というセリフを残して。そして、外国資本が消えた消費者金融は、業界全体が地盤沈下の危機に瀕しています。

このように、行政当局の「ルール変更」は、時として大変深刻な影響を及ぼします。今回のグループホームに関しては、自動火災報知器の設

置には工事が必要なことから、アパートなどを借りにくくなってしまいうリスクが懸念されます。また、現行のグループホーム事業費では、設置費用も重い負担となるでしょう。

今回のルール変更により、知的障害がある人の地域生活支援が後退することだけは避けなければなりません。グループホームの支援者は、知的障害のある人の地域生活を支えるために、ギリギリのところまで踏ん張っています。そして何より、グループホームには知的障害のある人が暮らしているのです。

「ルールを作る側」は、常に「適用される側」のことを意識しなければなりません。そして、自分たちが作ったものが本当に適切なのかどうか、常に検証する必要があります。ルール次第では業界を潰しかねないのですから、現場の声へ真摯に耳を傾けるのは当たり前のことです。

そして少なくとも、関係者との話し合いを無視して一方的にルールを変えてはいけなと思うのですが……：そう思うのは、私だけでしょっか？

橋下知事 VS オンブズマン

精神医療

知

的障害のある人の入所施設同様、社会の目が届きにくい場所が精神科病院だ。精神科病院を訪問し、入院患者の生の声を聞くことで患者の

権を守る大阪府の「精神医療オンブズマン制度」（精神障がい者権利擁護シテム事業）が、タレント活動に熱心な弁護士出身の橋下徹・大阪府知事の府政改革のあおりで、存続の危機に瀕している。2003年春に全国で初めて始まった同制度によって、療養環境が改善された病院は多く、制度廃止で医療現場の人権意識の後退を懸念する声

が広がっている。現地の大阪から報告する。

同制度の特徴は、NPO（非営利組織）と行政、医療機関の3者が連携していることだ。

精神科病院をめぐる不祥事は全国で絶えないが、大阪府でも90年代後半、暴行を受けた患者が放置され死亡した「大和川病院」（廃院）事件などが社会

の注目を集めた。

患者や家族、弁護士らでつくるNPO「大阪精神医療人権センター」は、「病院の閉鎖性が一因」として、98年から独自に精神科病院の訪問調査を開始。オンブズマン制度は、このセンターの取り組みがそもそもの土台になっている。

運営は、大阪府と大阪精神科病院協会、大阪精神障害者連絡会など13機関でつくる「府精神障がい者権利擁護連絡協議会」。事業費は年間約320万円で、ほぼ全額を府が支出している。ところが、今春、府の財政再建プログラム試案で「事業は廃止」とされたのだ。

私（遠藤）は、制度が始まって間もない03年6月、オンブズマンの許可を得て、大阪府内のある精神科病院の訪問に同行したことがある。取材でさまざまな現場を訪れることはあるが、精神科病院の閉鎖病棟に入るのは初めてだった。

長年、精神障害者の権利擁護活動に取り組んでいる「大阪精神医療人権センター」事務局長の山本深雪さんらオンブズマン3人と一緒に、まず向かったのは救急病棟。病状の不安定な患者用の保護室が6室あり、ドアは鉄さくで、「必ず施錠確認」の張り紙が貼られていた。

「看護職員らの対応はどうですか」。山本さんらは患者一人一人に丁寧に声を掛け、聞き取った内容をノートに書き留めた。患者は、診察時間が短いことを漏らしたり、「今朝、職員から『調査が入るのでしっかり掃除をするように』と言われた」と話した。

訪問は事前に病院側に知らせる約束になっており、この時は前日に電話連絡をしていた。オンブズマンや記者の目の前で、虐待や暴行など明らかな人権侵害はなかった。しかしこの日の調査は約4時間半に及び、こうした外部の目が定期的に入ることは、閉ざされ

事件



障害者施策の後退を心配して、大阪府の改革に異議を唱える府民集会には、たくさんの障害者が集まった（大阪市内で）

た空間の中での人権侵害防止に極めて有効だと、私は肌で感じた。

オンブズマンには一定の研修を受けてなることができ、入院体験者や家族、精神保健福祉士ら現在、約50人いる。これまでの5年間で、延べ76病院を訪問した。

実際に、ベッド周りにカーテンをつける▽隔離室の改装▽入浴回数を増やす▽トイレの改修―など多くの精神科病院で療養環境の改善がなされてきた。

府の担当である府地域保健感染症課も「患者の視点に立った十分に効果のある事業」と認めている。

ところが、多額の借金を抱えた大阪府の橋下知事は「財政再建」を理由に、この事業を廃止対象にした。この原稿を書いている時点（7月半ば）で最終的な結論は出ていないが、橋下知事は改革に際し、「障害者・いのち・治安の三つは大切にしたい」としているものの、事業廃止の可能性は高い。

オンブズマン活動を中心に担ってき

た同センターの山本さんは「入院患者の声が社会に伝わらなくなり、精神科病院の療養環境が悪化する」と指摘。今回、事業がなくなっても、「病院訪問をできるだけ続けたい。活動を中断させたくない」と話す。

約5年にわたって貴重な活動を続けてきた同制度の存続を求める市民の署名は1万8000人分を超えた。また府議会には、「障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議」などによる制度存続の請願が、全会派の紹介議員で出されている。

制度はいったん廃止された後、別の名称などで実質的に継続できる可能性も残されている。

いずれにしても、日本での精神障害分野の権利擁護の取り組みは特に遅れが指摘されてきた。それゆえに、大阪が全国の先頭を切って地道に続けてきた同制度の意義は大きい。橋下知事は、歴史を見据えた判断が求められている。

遠藤哲也（えんどう・てつや）

毎日新聞大阪本社学芸部記者

知的障害のある中学2年の娘がいる。

兵庫県芦屋市の障害福祉計画、障害者（児）福祉計画の策定委員（市民公募）。

知的障害者の判例百選

4

就労現場における使用者の安全配慮義務

Aサプライ事件

東京地裁八王子支部平成15年12月10日判決(平成13年(ワ)第1742号損害賠償請求事件)

〈事実の概要〉

知的障害を有するA(42歳)は、リネンサプライ等の経営等をするY1社(被告)に雇用されI事業所に勤務していたが、平成12年3月24日、Y1事業所内に設置された業務用の連続式大型自動洗濯・乾燥機に洗濯物が詰まったため、Aが機械内に入り詰まった洗濯物を取り除いたところ運転が再開されたためAは機械に巻き込まれ、頭蓋内損傷等の傷害を負い、これが原因で同月28日に死亡した。

〈判旨〉

一部認容、一部棄却。
「Y1社は、Aとの雇用契約に基づき、Aに対し、労務を提供する過程において発生する危険からAの生命及び身体を保護するように配慮すべき安全配慮義務を負う」

「Y2及びY3の地位及び担当業務の内容、Y1社の規模、I事業所・工場のY1社の業務における重要性、Y2及びY3のI事業所・工場の業務への関与の度合い等に鑑みれば、Y2及びY3は、Y1社の代表取締役としての職責上、Y1社において、労働者が職

場において安全に労務を提供することができるよう、人的・物的労働環境を整備すべき安全配慮義務を負っていたものというべきである。すなわち、Y2及びY3は、Y1社の労働者たるAに対し、AがI事業所・工場で作業に従事するにつき、その生命・身体に危害が及ぶことがないように、機械設備その他の物的設備を整備し、管理者をして工場内を巡視させる等工場内の機械設備や労働者の行っている作業方法等に危険がないかを確認し、危険を見いだした場合にはこれを防止するために直ちに必要な措置をとるなど安全管理態勢を整備し、また、担当する機械の取扱方法、作業手順、機械の仕組み、洗濯物が詰まるなどのトラブル時の対処方法、作業上及び安全上の注意事項について安全教育を行い、緊急時に適切な指導・監督を受けられるような人員配置や人的なサポート体制の整備等を図るべきであった」「とりあえずひととおり、機械の運転方法について説明したのみで、自動洗濯ファインの仕組みやトラブル時の対処方法、作業上及び安全上の注意事項については、何ら具体的な説明・注意を行わなかった。また…Aが…機械操作にも習熟していたとはいえ、慣れていないことや予期せぬトラブルに臨機に応じて対処することが能力的に困難であると認識していたのであるから、Aを作業に従事させるについて、Aがトラブル時に適切な指導、監督を受けられる体制を整える必要があった」「Y2及びY3は、…Aに對する安全確保のための配慮が欠けていたことについて過失があるというべきである」

「Aは、…長年にわたり洗濯主任の地位にあつて…相当の能力を有していたことに照らせば…：…Y1社の安全配慮義務の懈怠の内容等を考慮すれば、Y1の過失割合は8割、Aの過失割合は2割と認めるのが相当である」

「Aは、平成10年度には233万9486円、平成11年度には224万4858円の給与を得ていたが、これは…：…労働基準法等関係法令に基づいて適正に算出される金額よりも低額のものとなっていたと認められる。…：…そして、前記認定のAの経歴、Aの

労働者としての能力、AのY1社における職務内容、勤続年数、実際にY1社から得ていた給与の額、Y1社が労働基準法等関係法令に従って賃金を算定していたならばAが得られたであろう賃金の額等を総合考慮すると、Aの逸失利益算定の基礎収入は、賃金センサス平成12年第1巻第1表、男性労働者・学歴計・中卒の40歳ないし44歳の平均収入である482万6000円の7割に当たる337万8200円とするのを相当と認める」

一切の事情を考慮すると、……精神的苦痛を慰謝するためには、合計2600万円をもってするのが相当と認める」

解説

弁護士 関哉直人

「Aは、知的障害者の社会的自立を目指す本人活動の会であるS会を立ち上げ、同会で中心的に活動し……自らの意見を積極的に外部に表明し、周囲の人々にも影響を与えるなど、意欲的に生活していたこと、Aには、交際している女性がおり、本件事発当時、結婚を念頭においてまじめにY1社で働いていたこと……本件事故の態様Aの受傷状況及び受傷内容、Y1社におけるAの勤務態度が責任感が強くまじめなものであったこと、AがXらを扶養する一家の支柱であったこと、その他本件に顕れた

環境の構築という考え方を導くことは難しいという限界を指摘することができる。厚生労働省は、『障害者雇用対策基本指針』において、企業が障害を有する者を雇用する場合に配慮すべき事項に関する『指針』を示している。現実の職場においてこの指針の趣旨を活かすためには、実際に企業においてどのような問題が生じているかを、裁判例の分析を通じて検討する必要がある」

1 使用者の障害者に対する安全配慮義務が争われた事案はこれまでほとんどなく、本判決は知的障害者の労災死亡事故で経営者側の責任を認めた初の判決と評価されている。本判決を検討することの意義について、後記文献の小西氏は次のように述べている。「障害者雇用制度は……『障害者の雇用促進』においては一定の成果をあげてきたという。しかしその反面、障害者に対する労働権保障の理念や基本的な就労のあり方、労働者としての尊厳をベールにした均等な機会および待遇確保のためのルール作りが棚上げにされてきたことが指摘されている。本件のような知的障害を有する労働者の死亡事故が中小企業で発生している現状をみると、雇用率制度それ自体からは、安全な職場

して、知的障害を有する労働者に対して緊急時における特別な安全配慮義務を認め定式化したものではないか」「本件判旨は、使用者に対する安全配慮義務の内容を一律に定めるといふ方法ではなく、障害を有する労働者の障害の程度により、個別にその内容を検討するというスタンスに立つものと考えられる」と評価する。本判決は、本人の能力に着目して安全配慮義務違反を認めないというアプローチではなく、障害特性を十分に踏まえた安全配慮義務の設定と検討を行い義務違反を認めた上で、本人の能力は過失相殺という形で処理している点で（しかも本人の過失割合は低い）、大変参考になる事案である。このような判決のアプローチは、アメリカのADAや国連の障害者権利条約の合理的配慮義務の趣旨と軌を一にするものであるといえよう。

2 本件では、会社代表者の安全配慮義務の内容を特定するにあたり、知的障害に対する配慮を踏まえた義務内容を設定していることが注目される。これは、判示中「慣れていないことや予期せぬトラブルに臨機に応じて対処することが能力的に困難であると認識していたのであるから……トランプ時に適切な指導、監督を受けられる体制を整える必要があった」という部分に顕著に現れている。この点、小西氏は、「本件判旨は、Aの『労働者』としての側面と『知的障害を有する労働者』という双方の側面から、労働者一般に対する安全配慮義務にプラス

3 また、本件ではAの経歴や能力、本人活動歴などを含む生活状況を踏まえて相当額の逸失利益や高額な慰謝料が認められていることが非常に有意義である。特に逸失利益に関しては、

知的障害者の 判例百選

4

会社が労働基準法等関係法令に違反していたという本件個別事情はあるものの、Aの「労働者としての能力」に着目していることが興味深い。障害があるうと、一定の配慮の下で労働者として高い能力を発揮する者は多い。本判決はこのような点に着目して、逸失利益算定の基礎収入として同年代の平

均収入を採用しており（なぜその7割としているかは不明であるが）、今後の事件処理にもたらず意義は大きいと考えられる。

参考文献

小西啓文「知的障害を有する労働者の死亡事故と使用者の安全配慮義務」労判881号5頁

企業の法定雇用率の情報開示

東京地裁平成15年5月16日判決

（平成14年（行ウ）第130号行政文書不開示決定取消請求事件）

〈事実の概要〉

X（原告）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、東京労働局長（被告）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）上作成された平成12年度「雇用率未達成企業一覧」及び「障害者雇入れ計画の実施状況報告書」の開示請求を行ったところ、会社名、労働者数、不足障害者数、身体・知的の別、重度・軽度の別等が「公表は企業への社会的制裁になるので不適当」として不開示とされた。

そこでXは、東京労働局長が

なした本件不開示決定は違法である旨主張して、不開示部分の取消しを求め提訴に及んだものである。なお、本件決定は本訴提起後に厚生労働大臣の裁決によって変更され、当初不開示とされた部分の一部（会社名、労働者数、不足障害者数等）が開示されるに至った。裁判で東京労働局長は、既に開示されるに至った部分は訴えの利益がなく却下されるべきと主張するとともに、身体・知的、重度・軽度等の各区分ごとに障害者数が記載されている部分については、数

字の多くが「0ないし1」であり、これらの数字が会社名とともに公表された場合、特定の個人を識別することが可能となり、自己の障害を他人に知られたくない障害者の権利利益が害されると主張した。これに対しXは、そもそもそのような少数の雇用しか実現されていないことが問題であるとして情報公開を求めているのであり、少数ゆえに個人が特定されてしまうと理由で開示が制限されては障害者の働く権利は実現されないなどと主張した。

〈判旨〉

厚労相による開示部分について訴えの利益なしとして却下し、その余の請求について棄却。

「確かに、当該事業場における同僚は、既に同僚中に障害者が存在することを認識していた場合においても、その障害の種類が身体障害か知的障害か、その程度が重度か軽度かは認識していないことであるから、上記の『身体』、『知的』及び『短時間』の各欄の人数の多くが0か1であることからすると、これらを新たに認識し得る

こととなる」「このような事態においては、当該障害者が既に自己が障害者であることを明らかにして雇用されていることを前提とすると、開示によって認識可能となる内容が障害の種類及び程度ともに2種類の大部分のいずれかにすぎず、特に身体障害の場合にはその性質上、身体障害の有無をその程度が重度か軽度かについては外見上およそ明らかになるものであることからして、当該障害者としては、それらを同僚に知られることは甘受すべきものであり、むしろ、共に働く同僚にはそれらを積極的に理解してもらおうよう努めるべきであるとの考え方もないではないが、未だ障害者に対する偏見や差別意識が根強く存する現在の我が国の状況に照らすと、これらの認識を得た同僚から新たな嫌がらせ等が生ずるおそれは否定し難いところであり、上記部分の開示は、そこに記載された障害者個人の権利利益を害するおそれを生じさせるものとして、情報公開法5条1号後段に該当するものと考えられる。」「よって……原告の本訴請求のうち、その取消しを求め

る部分は理由がない。」

解説

弁護士 関哉直人

1 障害者雇用促進法は、その

14条で法定雇用率以上の障害者雇用を義務づけており、政令において民間企業における法定雇用率は1・8%とされている。算定の対象として現在は精神障害者も含まれているが、本件裁判当時は身体・知的障害者のみが対象である。この点、雇用促進法制定以来、法定雇用率が達成された年は一度もない。原告は「制度が法の趣旨に沿って適切に運営されているとは思えない。東京労働局長は東京管内で法定雇用率未達成の企業約9千社の名前は未達成状況を全面的に情報開示すべき」と情報開示に及んだものである。

2

ところで、最後まで不開示とされた部分について、裁判で「障害者雇用率を向上させていくためには、障害者の種別についてきめ細かい対応が必要であり、どういった種別の障害者がどのような企業に雇用されているか、ま

た雇用されていないのかを明確にしていくことが、今後の障害者雇用施策を進めていく上で有益である」と主張している。これに対し上記判示は、主張の趣旨を取り入れてはいるものの、現状においては未だ差別的対応につながり本人の不利益になる可能性があるから開示できないとした。どちらの見解も本人の利益を考えると悩ましい問題である。障害者について告知する場合、多くの企業では本人と十分に話し合った上で告知しているはずである。また、障害の種別や程度そのものというよりも、職場定着を目的とした本人の働きやすい環境作りのためには、本人の特性や配慮事項の周知がより重要であろう。その意味では、確かに現状の職場環境では本人の利益を害するあるいはその意思に反する場面も考えられ、個々のケースごとに不開示を決定する制度ではない情報公開制度の下では、かかる情報の開示には限界があるのかもしれない。もっともそのような差別的対応は、原告が述べるように障害者雇用の促進が実践されていないことに起因するものであ

る。行政による指導・勧告や企業名の公表による社会的制裁が適切に行使され障害者雇用が促進されることは当然として、現在日弁連等で制定を呼びかけている「障がいのある人に対する差別を禁止する法律」が国内法として制定されることで、背景にある障害者差別を排除することが根本課題である。

3

そして本件で何より注目されるべきことは、原告の行った活動の社会的影響である。本訴と同時に、原告は厚労相に不服審査請求をしているが、当初は厚労相も「公表は、厚労省の勧告や指導に従わない企業に対して行うもの」と請求を却下した。しかしその後原告が厚労相の諮問機関である情報公開審査会に意見書を提出したところ、同審査会は厚労相に「情報公開法の趣旨に照らして未達成企業名などを開示すべき」と答申し、厚労相は不開示決定を取り消す裁決を行っている。本件のように訴訟等が障害者雇用率に影響を与えた事例として、日本航空障がい者雇用株主代表訴訟（平成11年11月17日提訴、平成13年5月17日和解成立）がある。こ

の訴訟は、法定雇用率を達成せず年間4000〜5000万円台（未達成人数一人当たり月5万円）の障害者雇用納付金を国に支払ってきた日本航空に対し、法定雇用率達成を怠ってきたことは取締役としての善管注意義務違反であるとして、株主が訴えを起こしたものであるが、訴えの結果、日本航空は2010年までに法定雇用率を達成するよう努力する、法定雇用率達成に至るまで毎年の雇用率状況をホームページで一般公開するなどの和解が成立している。行政の指導が不十分な現状において、本件のような活動は障害者雇用に関する社会の責任を再認識させるという点で非常に有意義であるといえよう。

マレーシアへの知的障害者の 青年海外協力隊派遣実現

長瀬 修

東京大学大学院経済学研究科特任准教授
国際青年会連盟理事
全日本手をつなぐ育成会国際活動委員長

知的障害者本人として初めて国際協力の専門家としてタイに派遣された横浜の奈良崎真由美さんが今度は、国際協力のボランティア（国際協力機構「JICA」青年海外協力隊員）としてマレーシアに派遣されました。

マレーシアには、ユニタィッドボイス（United Voice）という有力で政府にも登録されている知的障害者の本人活動の組織がある



国連本部での障害者の権利条約発効式
右側から、ロバート・マーティンさん、ダイアン・リッチラーさん、
デズモンド・コリガンさん（マーティンさんの支援者）、筆者

り、そこを中心にさらにマレーシア全土に知的障害者本人活動を展開するために、奈良崎さんが派遣されました。

マレーシアは、東南アジアの国で、順調に発展を遂げています。たとえば、同じ東南アジアでもカンボジアやラオスと比べると格段に社会、経済的な整備が進んでいる国です。知的障害児の教育も普及しているために、知的障害者の本人活動が進展する基盤が比較的整っています。

アジア太平洋地域で現在、知的障害者の本人活動が進んでいるのは、オーストラリア、日本、ニュージーランド、香港、マレーシアなどです。マレーシアのユニタィッドボイスは、2008年1月にタイのアジア太平洋障害者センターで開催されたカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、タイの知的障害者本人と家族を対象としたワークショップ（本誌3号で報告）にも講師を送るほど、実績が認められています。

そのマレーシアに、奈良崎さんは3月末から1ヶ月間、滞在し、首都クアラルンプー

ルをベースに、マレー半島だけでなく、ボルネオ島（地図参照）も訪問し、ワークショップを行いました。マレーシアには本人活動のグループがいるとできていますが、さらに地方にもいっそう展開するために、日本の知的障害者を青年海外協力隊員として派遣してほしいという依頼があったのです。

私も奈良崎さんの「勝手な応援団」として、4月12日のマラヤ大学でのワークショップに合流させていただきました。いつもながらの奈良崎さんのパワフルな姿がありました。

通常、青年海外協力隊は2年間の派遣ですが、今回の奈良崎さんは短期派遣という制度で1ヶ月間の滞在でした。知的障害者自身がJICAの国際協力の専門家やボランティアとして派遣されるという大変うれしい動きが続いています。

また、知的障害者の場合、必要に応じて、支援者の同行が必要ですが、今年1月のタイ、そして今回のマレーシアと通訳者を兼ねる形で支援者の派遣が実現したことも、

今後に向けて大きな実績、前例となるのもうれしいことです。

今年度も、JICA、アジア太平洋障害者センターと国際育成会連盟、日本の育成会の国際協力は続いています。

障害者の権利条約の発効 (2008年5月3日)

障害者の権利条約が2008年5月3日に発効しました。これは4月3日にエクアドルが20番目の国として、批准を行い、締約国が20カ国となったことにより、条約が効力を持つようになったことを意味しています。日本は依然として、条約の内容に沿った国内措置がとれていないため、国会承認を必要とする批准を行っていない状態です。



条約が「生命を持った」ことを祝うために、5月12日に発効式がニューヨークの国連本部で開催され、私も国際育成会連盟理事として出席してきました。国際育成会連盟からは、ダイアン・リッチラー会長（カナダ）はじめ、代表の出席がありました。知的障害者本人であるロバート・マーティン理事（ニュージーランド）が世界の障害者を代表して、壇上でしめくくりの挨拶を行ったのはとてもインパクトがあり、心強いことでした。

今後の条約に関する動きとしては、この条約の実施のモニタリングを担う、障害者の権利委員会の委員の選出が、11月上旬に締約国によって国連本部で行われます。既にパナマとハンガリーからは委員の推薦が行われています。この委員の中に障害者の代表が何人選出されるかが、私たちにとても関心の的です。

2008年11月の カナダ総会、2010年 6月のベルリン世界会議

知的障害者と家族を国際的に代表する民間団体である国際育成会連盟（インクルーシブ・インターナショナル）のこれからの動きをお伝えします。

国際育成会連盟の2年に一度の総会が11月中旬にカナダのオタワで開催されます。



左は、ユニタィッドボイスの知的障害者、右端は奈良崎さん。

11月18日の国際育成会連盟の総会を中心に、国際的な本人・家族の集いや、障害者の権利条約に関する国際会議、ホスト役を務めるカナダ地域生活協会（カナダ育成会）の創立50周年記念、スタディツアーなど盛りだくさんな内容となっています。詳細は<http://www.inclusion-international.org/>をご覧ください。

国際育成会連盟は4年に一度、世界の本人、家族、専門家が集う、大規模な世界会議を開きます。次回は2010年6月15日から19日まで、ドイツのベルリンで開催されます。国際育成会連盟として創立50周年記念の節目の会議となります。国際育成会連盟の創設メンバーであるドイツの育成会（Lebenshilfe）は着々と準備を進めています。こちらもぜひ、参加を今からご検討ください。

親 図 鑑

4 作家編

文：野沢和弘

障害の子を持つ作家としては、現代日本を代表するノーベル賞作家、大江健三郎があまりにも有名ですが、ほかにも素晴らしい作家はいます。たとえば、米谷ふみ子さん。1930年に大阪で生まれた米谷さんは、大阪女子大（現大阪府立大）を卒業後、油絵画家として頭角を現し、60年にアメリカに渡りました。そこでジョシユ・グリーンフェルド氏と出会い、結婚して二児をもうけるのですが、次男に重い脳障害があったことから画家を断念し、文筆活動に転じます。

「わが子ノア」

85年に発表したデビュー作「遠来の客」で文学界新人賞、翌年の「過越しの祭」で芥川賞を受賞しました。それらの文学作品もさることながら、自閉症児をテーマにした夫との共著である「ノアの場合 自閉症児に安住の地はあるか」や「依頼人ノア 思春期を迎えた自閉症児」や「わが子ノア 自閉症児を育てた父の手記」などがよく知られています。これらのノア・シリーズが日本で刊行されたのは、ちょうど自閉症者を主人公にした映画「レインマン」が大

ヒットした直後のことでした。

それまでは、日本での自閉症への理解はとでも遅れており、親の愛情不足とかテレビを見すぎるからだとかひどい誤解がまかり通っていたものです。視線が合わない、手を振りほじめて勝手にどこかへ行ってしまう、言葉が出ない……そうした幼少時の自閉症の子どもの特性が親を苦しめているうえに、「愛情が足りないから自閉症になる」という誤解にむち打たれるわけで、当時の親たちはどんなつらい思いをしてきたことでしょうか。

70過ぎてから涙を渡る

「ノア」が話題になって日本のテレビでも米谷さんのインタビュ番組が放映されたことがありました。知的な強い母、しかし、どこにでもいそうなおばさんのようにも見えて、うれしくなったものでした。まだ、わが子の障害を公表して社会的な活動をしている親なんて少ない時代だったので。米谷さんの姿が全国の親たちをどれだけ勇気づけたことでしょうか。

70歳を過ぎてからも執筆活動は衰えず、というか、ますます盛んになり、「なんもか

もわやですわ、アメリカはん」（04年）、「ええ加減にしなければ！アメリカはん」（06年）など、アフガンやイラクを戦火に巻き込んだブッシュ政権に怒りの声を上げ続けています。あるインタビュでは「障害児がいたら、社会の理念が全部見える。福祉がどうなっているかで、その国のことが全部分かります。人を殺す軍需費の代わりに福祉につき込み人命を大切にす国が美しい国です」なども語っており、その舌鋒の鋭さに磨きがかかっているようです。

動乱の中国で

女流作家で忘れてならないのは、何と云ってもパール・バック（1892年～1973年）でしょう。アメリカで宣教師の両親のもとに生まれ、生後3カ月のときに中国に渡りました。英語よりも中国語を先に話すようになったそうです。その後、中国とアメリカを行き来し、25歳でアメリカ人農業経済学者と結婚しました。

当時の中国は、列強諸国の侵略下にあり、外国人は地元住民たちの憎悪を集め命を狙われることも珍しくなかったそうです。治安の悪さだけでなく、栄養状態や衛生状態

も劣悪な中国で、パール・バックは7人の子どもを育てますが、そのうち3人を疫病などで失いました。また、一人の子には重
い知的障害がありました。また、壮絶な苦労を強
いられながら小説の執筆活動をしていたこ

とが想像できるでしょう。

デビュー作「東の風・西の風」に続き、
動乱の中国を舞台にした大作「大地」でピュ
リッツァー賞を受賞しました。この「大地」



の中にも少しですが、重度の知的障害児の
ことが出てきます。「大地」とともに三部作
を構成する「息子たち」「分裂せる家」、ま
た「生きている葦」などの名作も知られて
います。1938年には「母の肖像」でノー
ベル文学賞を受賞しました。

闘争よ！

アメリカと中国の懸け橋となる一方で、
差別や偏見や暴力に対して正義の怒りを燃
やす姿勢は終生変わることがありませんで
した。第二次大戦後は、広島で被爆した少
女や孤児の救済活動に取り組んだ谷本清氏
を支援したり、長崎に滞在して反戦反核を
テーマにした作品を描くなど、日本にもゆ
かりが深い女性でした。

終戦の年の1945年10月2日、毎日新
聞に「日本の人々に」と題した寄稿が掲載
されました。そこでパール・バックはこう
訴えています。「民衆が自由で独立的で自治
的である国は如何なる国でもつねに善なる
人々と悪なる人々との間に闘争の行われる
国である。もしこの闘争が存在しないなら
それは暴君が支配して善き人々が力を失っ
ていることを意味する」

なんと激しく、熱く、偉大な母であるこ
とでしょう。

きょうだいの ホンネ ④

中沢信吾

弟を笑った友人と大ゲンカ

弟は、僕が小学5年生のときに生まれました。10歳違いです。生まれは、海外。当時は医者から「モンゴリアンベビー」（蒙古症）と言われたダウン症と診断されました。身体面はにくたらしいくらい健康です。5歳くらいまで（僕が中学校卒業まで）海外で過ごしたわけですが、それに応じた苦勞は両親とも山ほどしてきたようです。現在は埼玉県判定でマルA、知的には重度な健康体の弟です。



生まれた当時は、「ああ、やっとこれで2人用ゲームの相手ができる」とか、そんなことを考えていました。障害があると聞かされたときは、「はて？」という感じだったでしょう。結局、弟と野球ゲームという夢は数ヶ月にしてあっさり消え去りました。子どもの僕にとつては酷い話。何ができなからうが、何をしようが、「できなきゃ、できないでよいし、逆に何でもできるようになるかもしれない」というスタンスに自然となりました。「教えてもできない」と言われることを平然と教えていました。

買い物中に声を出して注目される弟と平気でバカをやりました。中学のときに家に遊びにきた友人が次の日にクラスで「あいつの弟ヘンでさ」と笑っていました。その友人と大ゲンカをして、先生にお説教されました。トイレの失敗を親から聞かされると、「そんなこともあるさ」と返します。お尻だし立ち小便是、嫌がられつつ後ろからズボンをつかんでやったら、いつの間にか治りました。歯磨きは、指をかまれ続けな

がらも、毎日1時間ほどやっていたら、できるようになっていました。

機嫌を損ねて母親に手をあげたら、今でもその場で拳骨一撃+説教をくれてやりません。わかっているがなからうが「女性に手をあげたら男としてダメ」です。弟がヘルパーとのお出かけに不安な親には、「死にやしないし。大体こいつ、誰といたって平気でしょ」と一言。

弟を守る兄貴、 カッコいいだろ？

きょうだいという関係は、親とも他人とも違う、変な可能性を持った関係なのだと思います。僕は、弟を自分の理想に少しでも近づけたい、という意味では「親」だったと思います。でも、ダメならダメでもいいや、という点では「兄」でした。それと同時に、「弱い弟を守る兄貴ってカッコいいだろ？」という目標が僕の中にはありました。弟が持っている「弱さ」は、僕自身の「弱さを受け入れる強さ」につながっていたと思います。何にせよ、良くも悪くも



◎筆者プロフィール

中沢信吾 (30歳)。埼玉県三郷市在住。家族構成は父・母・弟。麗澤大学大学院博士課程前期(修士課程)修了。比較文明文化専攻で、障害の意味だったり、障害の社会的な面だったり、家族にとつての障害だったり。キーワードは、「障害」「ケア」「弱さ」といった内容です。大学4年生のときに、弟の通う障害児学童にボランティアで行った頃から障害にとつぶりはまりだし、今年度からは足立区手をつなぐ親の会放課後クラブ「ひまわりキッズ」に指導員として参加しています。

僕は「無茶苦茶兄貴」なんだと思います。
 ちなみに、そんな兄貴はボランティアなどを経てどつぷりと障害にはまり、大学院でも障害を研究し、現在、障害児学童の指導員をやらせていただいています。

ホンを言えば、当然「面倒くさい」ときがあります。例えば、夜の歯磨きから就寝まで、疲れた両親の怒り声が聞こえてきます。弟は僕の言うことを家族の中では一番聞きます。つまり、僕がやればあつさり歯を磨いて寝ることができるのですが……毎日はやつてられません。親が怒れば「冷静にやれよ」と思うし、ドラマのいい場面です。弟が部屋に逃げてくれれば「この野郎」です。でも、何とか、夜は毎日気になります。「俺がやらないのが悪い」だったり、「俺のようにうまくやってくれ」だったり、「俺の時間を守ってくれ」だったり。

もちろん、最初に下手に手を出した自分にも責任はあるし、親と僕とでは弟との関係性が違うので、同じようにはいきません。でも、一緒に生活をしていけば、時には「面倒だ」と思つても当たり前はです。

ただ、それは弟が障害者だからこそ苦勞だとは思いません。就寝前の自立、という点での原因は障害でしょう。ただ、家族間での苦勞という意味なら、質が違っただけどこにでもあるはず。少なくとも、僕はテレビ番組やゲーム機を弟と争うとい

うストレスとは無縁でしたし、できる弟に対するコンプレックスとも無縁でした。今弟は19歳なのですが、弟が美形で一流大学に受かつて、身長も高くて親から期待されていて……などと、考えたくもないです。
 苦痛なのは、家庭の雰囲気が悪くなることです。みんなで機嫌悪くイライラして方向性がバラバラだったりすると、仕方ないとはわかつていても、最悪です。落ち着いた雰囲気をつくり、家族にリラックスしていてもらうことこそが、自分にとっては一番の安息です。

障害から目は背けたくない

僕は、弟を一人の人間として見ています。でも、「障害」は弟にくつついて離れないも



のであることに変わりはありません。障害者なりの生活があり、障害者なりのスタイルがあるはず。それらを本当に「良い意味で」認めてあげたいのです。できることも、できないことも認めたのです。だから、変な言い方なのですが、弟は僕にとつて自慢の障害を持つ弟なのです。

僕が弟に求めてきたことは、結局ただ一つで「できるだけ、俺と一緒にいて面倒くさくない奴であつてほしい」だったのだと思います。僕のエゴもはなはだしいのですが、それは「人と共に生きていける人であつてほしい」ということでもあります。できないことが多くても、ちよつと変なところがあつても、せめて人に愛される人であれば、きつと大丈夫。おかげさまで、弟はいろいろな人に愛されて、毎日楽しく暮らしている……みたいです。夜顔を合わせたら、相変わらず兄貴のことを「シンゴ」と呼び捨てにしながら笑つて、聞き取れない新しい言葉を楽しそうに連発していますので、たぶん大丈夫でしょう。

これから先も、お前とは割とうまくやつていけるんじゃないかな、などと勝手に思つて、今日も2人で笑い合っています。僕は、こんな弟との人生を、何だかんだで気に入っているみたいです。最後にこの場を借りて、僕たちの周りにいてくれる人たちに……ありがとう、これからも、よろしく。

「豊かな国」を目指して 置き去りにされるもの

藤臓ガンのために亡くなった本学教授(当時)丸山一郎さんを「偲ぶ会」が開かれた。亡くなった3月の通夜、葬儀の参列者は1000名に及んだが、夏を迎えてなお、200名近い友人たちが故人のために集った。

丸山一郎さんは、文字どおり、障害者のリハビリテーションにその生涯を捧げた人だ。「福祉工場」の先駆けとなった「別府太陽の家」の立ち上げに始まり、葛飾の福祉工場では所長を務め、その後、厚生省の障害専門官を経て、日本リハビリテーション協会の国際部長、そして、保健医療福祉の人材を養成する埼玉県立大学の立ち上げに参画された。彼のリハビリテーション論の真髄は障害のある人たちの権利と尊厳を回復することであり、具体的には雇用問題に取り組み、その成果の追求のために国際的なネットワークを拡げた。そして、余命告知があった後も痛みと闘いながら、障害者雇用施策における我が国政府の無策をI

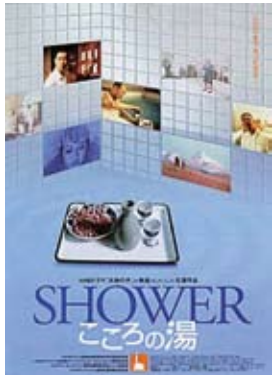
Oに提訴する文書を病床で完成させるなど最期までその生き方を貫いた。

そんな丸山さんは無類の映画好きだった。しかも、生家は信州・松本の映画館だから筋金入りだ。だから、彼とは福祉の仕事のことだけでなく映画についてもたくさんのことを語り合った、といっても教えてもらうことばかりだったのだが。もう7、8年ほども前のことである。出張先のニューヨークの書店で見つけたというお土産を買ってきてくれた。「SHOW ER(中国映画、邦題『こころの湯』)のDVDである。我が国では、あまり話題にならなかったが、お互いに「悪くないね」と評価が一致した作品でもあったので、例の笑顔で「すごいよ、アメリカじゃもうDVDになっていたよ」とちよつと自慢気だった。

中国は、この夏のオリンピックで沸き上がっている。東京から遅れること44年、ソウルからも20年も待たねばならなかったオリンピックである。その「怨念」を晴らすだけ

でなく、今やその堂々たる大国ぶりを世界に誇示するために絶対に失敗は許されない。しかし、あの異様な聖火リレーの発端となつたチベット暴動に見るように、どうにも隠しきれない闇が見え隠れしている。四川省の大地震でも、学校の多くが倒壊し無数の子どもたちが犠牲になつた原因の一つに手抜き工事が指摘されている。現代中国には繁栄、発展というかけ声に踊る「拝金主義」という妖怪がのたうち回っているように見える。

だから、「こころの湯」のような映画を通して、豊かに生きるとはどういうことか、今の中国がまっしぐらに進んでいる道のその先にそれは用意されているのか?ということを考えてみたい。いかにもありふれた問題提起のようではあるが、つい最近封切られた「いまここにある風景」というドキュメンタリー映画(2006年)が映し出す中国の現実はこうした問題を陳腐化させてはならないことを訴えている。



こころの湯：
東京テアトル／ポニーキャニオン

1999年制作の「こころの湯」はその先駆的な作品であったともいえる。胡同（フートン）と呼ばれる北京の旧城内に点在する下町のとある銭湯を舞台にした物語である。オリンピックの開催も決まった頃なのだろう、急激な再開発工事によって古い町並みは取り壊わされることが決まっていたが、人々は相変わらずのんびりと銭湯を楽しんでいる。「清水池」という昔ながらの銭湯の経営者には知的障害のある次男がいる。長男は、南部沿海地帯の工業都市でビジネスマンとして成功しているらしい。そんな長男が久方ぶりに帰ってくるのだが、彼は相も変わらぬ下町の暮らしぶりに何となく馴染めないものを感じている。おそらく、こういう暮らしから抜け出したくて家を継がなかったのだろう。父は父で長男の帰省に喜びながら、どこか打ち解けることができないもどかしさを感じている。

父が長男に「おまえは一体何しに帰ってきた。ワシの仕事を見下すのはかまわん。しかし、おまえを失ったワシからアミン（弟）まで奪わんでくれ」と激しい言葉を投げつける。ビジネスマンとして成功しつつあるように見える息子が、もう二度とこの町に戻ることはないだろうという予感を「おまえを失った」と表現する父の愛情と、失われていく町並みを見つめながら、それは障害のあるもう一人の息子を確かに支えてくれた地域とその人々でもあるのだが、息子の未来を案じる父の気持ちの揺れは、あらゆるものを置き去りにしてでも繁栄だけを求め続けようとする中国の今を静かに批判するものに見える。映画は必ずしもハッピーエンドで終わらない。この兄弟は、特に奔放な弟のアミンは、この後、どのように彼らしく生きていけるだろう、中国が目指す「豊かな国」は、あるいは経済成長はそれを担保するだろうか。

我が国選手団が初めて参加した記念すべき大会だったという。冒頭に紹介した丸山一郎さんは、当時、慶応大学工学部の学生であったが、通訳ボランティアとして、この大会に参加したのだそう。欧米からの選手団は、みな職業を持った社会人アスリートであった。それに引き替え、日本のそれは施設や病院から駆り集められるようにして結成されたにすぎない、いかにも急ごしらえの選手団であった。オリンピックの華やかさの陰で多くの障害のある人たちが顧みられることのない時代だった。競技レベルはもとより、大会終了後の障害のある人々を待つであろう暮らしの格差に驚愕した丸山さんは、以降、障害者支援の仕事を志し一生を懸けることになる。一瞬の喜びも東の間に施設に帰るしかないことを悔やみ涙する日本の障害者と心中深く交わした約束を守り続けるために、丸山さんは生涯戦い続けたのである。映画をこよなく愛したそんな先輩が逝ってしまった。合掌。

佐藤進

社会福祉法人昴を立ち上げ、何の因果か学長職に、ブログ「カチンコ福祉考（昴のための応援歌）」では映画評を発信。多彩多才。ブログURL
<http://blog.livedoor.jp/pikarinco/>



天沼 臨さん



桑澤真士さん



高田裕司さん

楽・真・春・清… 墨と半紙。

そのモノトーンの背景に色鮮やかな景色が広がるように
見る人の想像力をかきたてる。ドリームヴィ書道クラブ。
一文字に託されたメッセージを追ってみると、
そこには身体全体で表現するメンバーの姿があった



書道は「命懸け一回限り」のアートだ！

書道クラブ

— 社会福祉法人ドリームヴィ —

大きな半紙の上で、まるで音楽に合わせるようにそれぞれの筆が踊る……。 「働く障害者のリフレッシュのために」と東京都北区にある社会福祉法人ドリームヴィ就労支援センターが、はじめた書道クラブは今年5年目を迎える。 毎月一回土曜日にドリームヴィのパン工房2階で行われるクラブには、企業勤め、地域の作業所へ通う人など普段はそれぞれの場所で活躍するメンバーが集まる。同法人の就労支援センターでコーディネーターを務める小島靖子さんは、「働く障害者を応援するには、気分転換や自己表現の場づくりも大切な支援の一つ」と語る。就労の相談に乗るだけでなく、仕事の悩みやグチを語れる夕食サロンの他にカラオケクラブなど、様々な形で働く地域の障



社会福祉法人「ドリーム ヴィ」
〒 114-0034 東京都北区上十条 2-2-1
<http://www.dream-v.or.jp>



伊藤 寒さん

佐々木仁美さん

内田奈緒さん

北川泰子さん

原田克己さん

太田裕貴亨さん

安藤由紀子さん

宮崎二郎さん

小山博史さん

山崎智之さん

森田瑞穂さん

清水健一郎さん

滝本ひとみさん

盛家裕美子さん

神保智子さん

加藤和子さん

書者がリフレッシュできるようなイベントをいくつか行っている。書道クラブはその一つだ。

講師は、区内の中学校で40年近く障害児学級の教師をしていた有馬高枝(雅号・芝翠)さん。その有馬さんとともに、3人の有志ではじまったクラブは徐々に話題を呼び、現在メンバーは21名。毎年区内で行っている展覧会には、多くの方が足を運んでいる。自分たちの活動や作品を発表する機会とあって、メンバーも毎年楽しみにしている。その展覧会が終わったばかりの今回のクラブは、次の作品制作に向け、みんな意気込み十分だ。

ソウルフルな
パフォーマンス

「ほら、また新しい本買いました。こ



この日は、パントマイム劇団が高田さんが以前書いた“亀”の字をTシャツやパンフレットのロゴに使いたいと交渉に来ていた。



大胆な筆使い。一番大きな筆で思いぎり“牛”を書く高田裕司さん。



“光”の字に挑戦する加藤和子さん。メンバーも真剣な表情で見守る。

れなんて読むんだろう。」象形文字に凝っている高田裕司さんは、今日もたくさん本を抱えて一番乗りでやってくる。大手運輸会社で荷物の仕分けの仕事をしている彼は、お給料が出るとすぐに漢字の成り立ち辞典やいろいろな書体を書いてある本を買いに行き、次の作品に向けての書きたい文字を選ぶという。今日のテーマは、来年の干支である牛。何冊かの本から気に入った文字を選び、一番大きな筆を使って書くとき張り切る。全紙(140cm×70cm)に身体全体を使って思いっきり線を引くその姿は、プロの書家のようなパフォーマンス

知識ではなく、 体験の線で

マンスだ。そのソウルフルな動きに見ている側も引き寄せられる。書き終わった後の満足気な彼のもとにメンバーが集まり、「面白いね」「いいね」と拍手をし、声を掛けあう。みんなで作品の面白さを味わうこの一瞬一瞬が、作品をより暖かなものになっているように思える。「うくん、味がある！これはこれでOK牧場！」時間中ずつと、そんな声とともに笑いが絶えない雰囲気だ。

秋田県の都外施設での13年間の入所を経て、生まれた町である北区に戻ってきた加藤和子さんは、現在同法人のグループホームで暮らす。いつも通勤ラッシュにもまれて東京駅にある会社に通勤している。はじめは躊躇していた書道クラブへの参加も、今では月一回の楽しみとなっており、今回の展覧会にも自ら来てほしい方へ、挨拶文を添えて招待状を出した。作品の中でも、大ファンである氷川きよしの曲「一剣」から選んだ「剣」の一字は自慢の作品だ。「施設にいたときよりも私は明るくなった。今の生活は自分らしくいられるから」と語る彼女が今まで書いてきた字は「真」「志」「輝」など。そのテーマからは、彼女のしなやかな強さと生

書道クラブ



書道クラブのメンバー。午前と午後の部に分かれて活動している。活動が終わった後のすがすがしい笑顔が広がる。



講師の有馬高枝さん



大きな半紙に、いざー文字書き!

元気の連鎖を

「穏やかに暮らしたい」と「穏」を独

きる力が感じられる。「いい紙にいい筆で思い切って筆を動かせば、彼らの無心で楽しく楽しむ心が、すばらしい線を引く」。有馬さんは、メンバーが作品を書き上げるたび、「参った」と唸る。伝えたいメッセージや季節にちなんだ字など、それぞれが選んだ字を一度は書いて見せるが、筆法や形にはあまりこだわらず、彼らの表現に委ねている。潔く迷いが無い一線一線は、紙の上でその人独自の個性となって表れる。「書とは、命がけ一回限りの体験の行動であり、知識の線ではなく体験の線ではなくてはいけない」。須田剋太の「私の書」の一文を有馬さんは大切にしている。

「生まれ育った地域の中で、穏やかに暮らしたい」。そんな日常を送る彼らに自分らしさの表現が、様々な人々に発信され新しい出会いを生み、元気の連鎖をつくっている。

「生まれ育った地域の中で、穏やかに暮らしたい」。そんな日常を送る彼らに自分らしさの表現が、様々な人々に発信され新しい出会いを生み、元気の連鎖をつくっている。

「生まれ育った地域の中で、穏やかに暮らしたい」。そんな日常を送る彼らに自分らしさの表現が、様々な人々に発信され新しい出会いを生み、元気の連鎖をつくっている。

「生まれ育った地域の中で、穏やかに暮らしたい」。そんな日常を送る彼らに自分らしさの表現が、様々な人々に発信され新しい出会いを生み、元気の連鎖をつくっている。



社会福祉法人ドリームヴィの工房ヴィが、スワンベーカリー十条店の委託を受けてパンの焼成を行っている。パン工房の隣はカフェになっており、地域の方々が利用してくれている。



この国の福祉は どうなっている？

野沢和弘

福祉はタダが当たり前？

空気と福祉はタダであることが当たり前、この国の人々の多くは長らくそう思ってきたにちがいない。福祉と言えば行政が直接担うもので、民間の事業者が委託を受けてやるものにどこか危うさやいかがわしさを抱いていたのではなかったか。ペビーホテルにしても有料老人ホームにしても、当初は警戒や取締の対象であって、そこで何か事故でも起きれば、それ見たことかとマスコミはバッシングに乗り出し、市民団体は行政に規制を求めたものだった。

障害者自立支援法の見直し論議が盛んになってきた。相変わらず応益負担に対する反対論が根強い。無慈悲な悪政によって障害者が苦しんでいる、という構図にはマスコミは

深く考えずに乗って来そうだ。そうした報道もよく見てきた。

しかし……。物価高と景気の後退という乱気流に見舞われている2008年夏、いったいこの国の福祉はどうなっていくのだろうか。

〈障害者からカネを取るなんてとんでもない〉。障害者自立支援法で導入された利用者負担をめぐり批判はいまだに冷めやらぬ気配である。収入の少ない人への相次ぐ緩和措置によって実質的には1割負担ではなく、平均すれば6%程度の負担に落ち着いているが、「どうしてカネを取られて働かなければならないのか」「自己負担のために施設をやめた障害者がいる」という声はまだまだ根強い。

この障害者からカネを取ることへの批判は二つの憤り(疑問)から成り立っている。一つは、収入の少ない障害者からどうして利用料を取らなければ

ならないかということ。もう一つは仕事をしているのにどうしてカネを払わなければならないのかということである。

では、なぜ障害者は収入が少ないのか。それは障害者自身のせいなのか、行政のせいなのか、支援者のせいなのか、それとも誰のせいでもないのか。また、障害者が施設や福祉作業所でやっているのは仕事なのか、訓練なのか、余暇活動のようなものなのか。

公的な福祉サービスは国や自治体からの補助金で運営費がまかなわれている。そこで福祉サービスを受けている障害者には少ないながらも毎月工賃が

支払われているが、それは仕事に対する対価なのか、事業者からのお小遣い？のようなものなのか。仕事ではなく訓練だとすれば、訓練を受けている障害者に支給される「工賃」とは何なのか。市場経済の中で障害者はやっていけないわけがないという先入観のナベの中で、さまざまな矛盾をグツグツ煮込み続けているうち、ナベの底が焦げついているのにも気づかなくなってしまうみたいだ。

低賃金は誰のせい？

高知県で行われたフォーラムで障害

者の地域生活や就労を支援している事業者がこんな発言をしていたのが忘れられない。

「自己負担のことを批判する福祉関係者は多いけれど、利用料を負担できないほどの低賃金しか与えられていないのはいったい誰だ。そのくせ、利用者（障害者）には自分たちのことを『先生』なんて呼ばせている」

障害者の収入が少ないのは、事業者や職員が努力をせずに旧態依然の作業をやらせているからであって、それを棚に上げ、自分たち職員は大した専門性もないのに障害者に「先生」などと言わせているのはいったい何なんだというわけである。

パン工房やカフェなど街中で展開している事業所の写真をパワーポイントで紹介しながら、彼は説明した。どの事業所も洒落た都会的な店だった。とても障害者福祉の事業所には見えない。これでは一般客が入るのはわかる。それは都会だから……なんてことは言えない。どこにでもある地方都市なのだ。

「障害者をウリにするつもりはない。お客さんには障害者が働いていることは言わない。商品にミスがあっても障害者を言い訳にしない。マスコミが取材に来るけれど、みんな断っている」

なるほど、これだけの実践をしているからこそ、古い常識にとらわれている同業者に厳しいことが言えるわけだ。彼はこんなことも言っていた。「ノーマライゼーションだの共に生きるだの……そんなわけのわからんものはいらない。要するに最低賃金。障害のある人たちにどうやって最低賃金を支払うことができるのかが大事なのだ」

「お金のない障害者から利用料を取るなんて」という批判の前提には、障害者には収益を上げられるような仕事ができるわけがないという「常識」がある。しかし、それは障害者が収益を上げられるような仕事をする能力がないからなのか、障害者に収益を上げられるような仕事を見つけてきたり、収益の上がるような「売れる商品」を作ったり、販路を拡張したり、という能力や努力を事業所・職員がしていないからなのか。

社会は障害者をどう見ているのか

どんなにまじめに働いても客が来ないお店は経営が立ち行かなくなる。どんなに高い理念を掲げて従業員にやさしい会社でも収益が上がらなければ倒

産の憂き目にあう。気の毒ではあるが、それが私たちが生きている資本主義の国の現実であり、グローバルゼーションの時代というものである。

会社の経営が立ち行かなくなれば、借金をするしかない。銀行が金を貸してくれなければ、もつと金利の高いサラ金やヤミ金に手を出さなければいけない。それで返済できなければ夜逃げするか、自らの命と引き換えに借金を清算するしかなくなるかもしれない。

事実、日本では毎日90人もの自殺している。年間の自殺者が3万人を超える事態はもう10年も連続している。1日平均90人。こんな国は先進国の中では日本しかない。これだけ治安もよくて、経済的にも恵まれていて、テロもないのにどうして自殺するのか、と外国からはいぶかしがられるらしい。

道楽するわけでもなく、仕事をさぼるわけでもないのに、海の向こうのサブプライムローンの余波をかぶったり、国の経済政策が突然変わったたり、あれだけ融資先を探すのに血眼だった銀行が一転して貸し渋りをするることによって、真面目な経営者が何も悪いことをしていないのに首を吊らないといけなくなるような事態に追い込まれる。それが現実なのである。

「働いている障害者から利用料を取るのはおかしい」。福祉の世界では美しい言葉だと思ふ。障害者や家族からすればありがたくて涙が出そうだ。しかし、どんなに真面目に寝食を惜しんで働いても収益が上がらなければ、いつ首を吊ることになるかわからない人々があふれている社会から見ると、いったいどうなのか。

障害者支援の事業所に注がれる公的な補助金（税金）の金利はどのくらいのものなのか。金利？ いや、金利どころか、そもそも返さなくていい金なのであるということを知ったら、資金繰りに困っている零細企業の経営者は卒倒するかもしれない。少しは収益を上げて国に税金を返したらどうか。そんな声を聞いたこともある。収益を上げて上げられるわけがない、障害者から利用料を取るなんてできない、もつと単価を引き上げ、もつと補助金をたくさんもらわないといけいない……そんな福祉業界の声を社会はどのように聞くことだろうか。

800兆円もの借金を抱え、このままでは次世代にツケを回さざるを得なくなる時代に、私たちは生きているのである。

編集後記

仕事柄、弁護士さんとお付き合いすることも少なくありませんが、改めて“徹底分析”してみて「へえ〜」と思うことがいくつも。重い荷物をかかえていつも忙しそうなお私にとっては親しみやすいイメージです。腰痛もむべなるかな。でも、人によっては近寄りたいたいエリートのイメージもあるとか。成年後見人というのは、そんな弁護士と司法書士、社会福祉士、さらには市民後見人、そして親や親せきのおちゃんおばちゃんと、全く異なる分野の人たちが同じ仕事を引き受け、しかも報酬はそんなに違わない。なかなか理解しにくいですね。「あなたにぴったりの後見人」を見つけるお手伝い、ばんだでできればなあと思います。(あつこ)

今号から「Panda-J」に参画させてもらうことになりました。通信社の記者の場合、記事を書いたら自分の仕事は終わり——ですが、大学時代は記事を書いて、レイアウトを考え、印刷所で最後の校閲までする学生新聞を作っていました。今回、大したことはしていませんが、自分の書いた記事がゲラ刷りになり、みんなで集まって校閲する作業は、一つのものが出来上がっていく喜びを徐々に実感できました。普段、硬い記事ばかり書いてるから、もう少し遊び心が必要だなあと、発想豊かな編集長を見て感じて次第。(トオル)

今号より写真撮影を担当させていただくことになりました。これまで知的障害の方々と直接に接する機会はなかったのですが、編集に携わる先輩諸氏に同行させていただき、既刊誌や関連書物を読んでいくうちに、その内容がじつは身近で大切な問題であることを知りました。既成概念にとらわれず発想を大切に、こんな型破りな編集部はみたことがない!? 写真という表現手段で、よりよい「Panda-J」の活動の一端を担っていきけるよう、星に誓った私です。(ソネッチ)

自分たちの表現活動が、その枠を超えて多くの人々を元気づけている…そのパワーに触れ元気を頂いた今回の取材でした。私も、そんな“元気の連鎖”を少しでも多くの方にお届けできたら嬉しく思います。たくさん素敵な出会いに、またそのきっかけを作ってくださいな方々に感謝いたします。(まゆ)

次号予告

○特集 …… 成年後見

「よ〜く考えよう! 保険・共済・信託のこと」

- ◎生命保険のウラのウラおしえます
- ◎共済はどうなったのか
- ◎親亡き後の信託、知ってる？

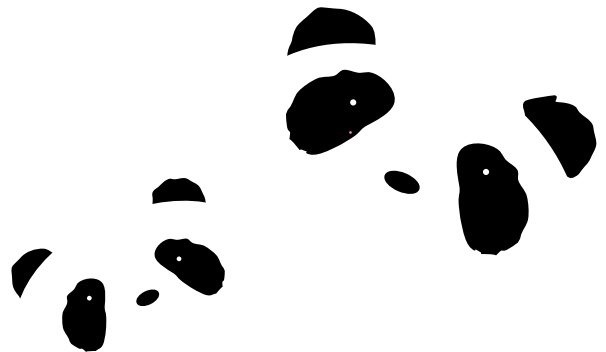
○誰にも聞けない成年後見の疑問に答えます

○特集 …… 権利擁護

「マスコミと障害者」

- ◎朝まではやらないけれど、徹底討論
- ◎なぜ障害名を書くのか
- ◎こんな報道は許せない——被害者側から

- 障害者の事件・裁判NEWS
- 知的障害者の判例百選
- 世界の動き
- 親凶鑑
- きょうだいのホンネ
- ある行政マンのひとりごと
- 映画の中の障害者
- この国の福祉はどこへ



権利擁護・成年後見情報誌 Panda-J

発行日 平成20年9月1日
編集長 野沢和弘
編集委員 堀江まゆみ 大石剛一郎 杉浦ひとみ 関哉直人
太田敦子 市川亨 相原真弓 遠藤哲也
カメラマン 曾根原昇
デザイン 富樫茂美 百瀬智恵 寺田右子 小林恵美
タクトデザイン事務所

編集部・問い合わせ先

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830
白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付 Panda-J 編集部
TEL・FAX 042-344-1889
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

この冊子は、平成20年度厚生労働省障害保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）『虐待防止マニュアルの作成およびソーシャルマーケティング視点を導入した「わかりやすい権利擁護および障害福祉情報」の開発と普及に関する研究—虐待防止法の制定および自立支援法の見直し過程におけるモデルの実践を通して—』によって作成しました。

事業実施機関 NPO法人 Panda-J
代表 野沢和弘
副代表 大石剛一郎 堀江まゆみ
理事 関谷直人
監事 杉浦ひとみ
事務所 〒185-0014 東京都分寺市東恋が窪3-20-9-709
TEL・FAX 042-323-5647
Mail info-panda-j@shiraume.ac.jp

©Panda-J 本誌の無断転載・複製はお断りいたします。
*乱丁・落丁はお取り替えいたします。



夏panda、できました！ 少し遅れましたが、お届けします。

国連障害者権利条約が発効し、国内では障害者虐待防止法に向けて与野党が原案づくりを進めてきました。

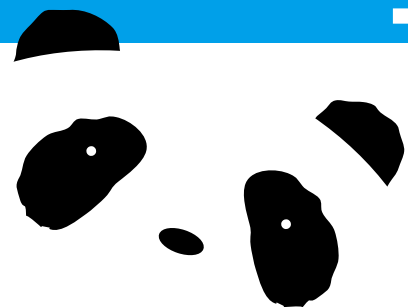
でも、権利擁護ってどこか自分とは直接関係がないように思っている人が多いですよね。難しそうだしね。

どうしたら多くの人に権利擁護のことに興味をもってもらい、この国に障害者の権利擁護の取り組みを広めていけるのか、そんなことを真剣に研究しながら、この「panda-J」は作られています。

取材や編集には、大学の研究者や弁護士のほか、福祉現場の職員、テレビや新聞の記者、カメラマンなどがボランティアで関わっています。

だれでもわかる、すぐに役立つ、読んで楽しい。そんな情報誌を目指しています。

よろしくね。



ぱんだデータ Bank にご協力下さい!!



各地の権利擁護・成年後見支援の NPOやネットワーク情報をお教え下さい!!

Panda-J を読んだ各地の親や支援者の方たちから「身近なところに相談できる場所、ありますか?」という問い合わせをたくさんいただいています。各地の NPO 団体や各専門団体の相談窓口の方々とはぱんだ J ネットワークを作りたいと思います。「うち、相談受けてもいいですよ」とか、「この地域にこんな支援 NPO や評判のいい相談窓口、活動団体がありますよ」という情報をぜひお教え下さい (団体名、連絡先、HP など)。Panda-J の HP や誌上でも取り上げて紹介します!!



そねまゆの アート Bank 募集中!

各地の楽しいアートな情報をお教え下さい!
そねまゆの「アートな生活」でも取り上げて紹介します!

絵アート、書道アート
写真アート、ほかには??

お問い合わせは
下記の Panda-J 編集部へ
ホームページも見てね!
<http://www.panda-j.com>



成年後見・権利擁護の情報誌



バックナンバー

No. 1 ~ 3

バックナンバー
増刷版受付中!



A4変形 本文64P

「Panda-J」(ぱんだ・じえい)は本屋さんでは売っていません。障害者福祉の世界でかつてない権利擁護情報誌を目指して作りました。

バックナンバー Contents

- No.1 特集 俺の後見人を紹介するぜ!
特集 障害者の権利はいま
- No.2 特集 性被害を許さない!
特集 私、後見人になりました。
- No.3 特集 徹底検証 札幌「三丁目食堂」事件
特集 必殺・後見人、プロの仕事します!

成年後見研修のための DVD

あるお母さんの「遺言」ビデオ

日本中に広がれ! 生活支援・権利擁護の輪
~普通の暮らしを続けたい~

平成 17 年、紫陽花の咲くころ、25 歳の息子を残して母は 46 歳で永眠した。息子にたくさんの仲間と生活支援・権利擁護システムを遺産として残して...

親のための成年後見ハンドブック

だれでもわかる、すぐに役立つ知的障害者の親向けのハンドブックを作成しました。本誌は知的障害の成年後見のために親向けにわかりやすく書いたもので専門的な知識がない人にもわかるようにしています。



A5判 本文36P

申込み
方法

申込みをされる方はファックスまたは Mail にて名前、送付先、電話番号、Mail アドレス、希望の冊子タイトル及び冊数を明記してください。申込まれた商品と振替票をお送りいたします。
*送付には時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

申込先 Panda-J 編集部

〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830 白梅学園大学 堀江まゆみ研究室 気付
Mail : info-panda-j@shiraume.ac.jp FAX : 042-344-1889

